参 考 資 料

参考資料目次

1	職員の給与等	(職員給与実態調査の結果)
---	--------	---------------

令和5年職	哉員給与実態調査の概要	1
〈県職員の	給与等〉	
第1表	適用給料表別、部局別人員	2
第2表	適用給料表別平均経験年数、平均年齢、学歴別人員構成比及び性別人員構成比	2
第3表	県職員給料表別平均給与月額の状況	3
第4表	扶養手当の支給状況	4
第5表	通勤手当の支給状況	5
第6表	住居手当の支給状況	6
第7表	単身赴任手当の支給状況	7
第8表	適用給料表別、級別、号給別人員分布	
	行政職給料表	8
	公安職給料表	10
	教育職給料表	13
	研究職給料表	16
	医療職給料表()・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	医療職給料表(二)·····	20
	医療職給料表仨)	22
第9表	適用給料表別、級別、年齢別人員分布	
	行政職給料表	24
	公安職給料表	25
	教育職給料表	26
	研究職給料表	27
	医療職給料表()・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	医療職給料表二	29
	医療職給料表曰	30
第10表	暫定再任用職員の適用給料表別、級別人員	31
第11表	行政職給料表 学歴別、経験年数別人員及び平均給料月額	32
第12表	本県職員と国家公務員との給料比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
〈市町村立	学校職員の給与等〉	
第13表	適用給料表別平均経験年数、平均年齢、学歴別人員構成比及び性別人員構成比	33
	市町村立学校職員給料表別平均給与月額の状況	
	扶養手当の支給状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	通勤手当の支給状況	
	住居手当の支給状況	
第18表	単身赴任手当の支給状況	38

	第19表	適用給料表別、級別、号給別人員分布
		高等学校教育職給料表
		小学校・中学校教育職給料表 42
		事務職給料表
		医療職給料表47
	第20表	適用給料表別、級別、年齢別人員分布
		高等学校教育職給料表49
		小学校・中学校教育職給料表 50
		事務職給料表
		医療職給料表 52
	第21表	暫定再任用職員の適用給料表別、級別人員 53
2		5等(職種別民間給与実態調査の結果)
		銭種別民間給与実態調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第22表	産業別、企業規模別調査事業所数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第23表	職種別、学歴別、企業規模別初任給・・・・・・・57
	第24表	職種別平均給与額等 58
	第25表	職員給与と民間給与との比較における対応関係65
	第26表	民間における家族手当の支給状況······66
	第27表	民間における在宅勤務手当の支給状況 66
	第28表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況67
3	生計費	
5	第29表	福島市における費目別、世帯人員別標準生計費(令和5年4月)
	77233	画面印におりる真白が、世間八兵が保予工町具(17413年ま月) 00
4	労働経済指	á標の動き
	第30表	労働経済指標·······72
_	I ment a se	
5		最告及び勧告
		 公務員人事管理に関する報告の骨子 75
		E 給与勧告の骨子 ····································
	令和5年	E 勤務時間に関する勧告の骨子 ······79

1 職員の給与等

職員給与実態調査の結果 令和5年4月1日現在

令和5年職員給与実態調査の概要

1 調査の目的

地方公務員法第8条第1項の規定に基づき、職員の給与の実態を把握し、統計を整備するとともに、 給与制度運用の基礎資料を得ることを目的とした。

2 調査の時期

令和5年4月1日現在

3 調査の方法

各任命権者が作成した給与マスターファイルを基に、本委員会が本県総務部人事課の協力を得て集計した。

4 調査対象職員

調査対象職員は、職員の給与に関する条例(昭和26年福島県条例第9号)及び福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和31年福島県条例第56号)の適用を受ける職員(休職等の職員を除く。)である。

5 調 査 事 項

- (1) 職員に関する事項部局、経験年数、年齢、学歴、性別
- (2) 給与に関する事項

適用給料表、職務の級、号給、給料月額、諸手当(扶養手当、通勤手当、住居手当等)

第1表

適用給料表別、部局別人員

部)		料表	行政職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
知		事	人 4,254	人	人 19	人 247	人 20	人 182	人 169	人 4,891
敬		察	441	3,356	_	24	_	_	1	3,822
教	育委員	会	202	_	144	24	_	1	1	372
高等	等学村	交等	313	_	4,143	_	_	10	_	4,466
そ	0)	他	87	_	_	_	_	_	_	87
	計(構成	沈比)	5,297 (38.8%)	3,356 (24.6%)	4,306 (31.6%)	295 (2.2%)	20 (0.1%)	193 (1.4%)	171 (1.3%)	13,638 (100.0%)

⁽注) 部局欄の「その他」は、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局及び海区漁業調整委員会事務局を示す。

第2表

適用給料表別平均経験年数、平均年齢、学歴別人員構成比及び性別人員構成比

項目	給料表	行 政 職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
人	員	人 5,297	人 3,356	人 4,306	人 295	人 20	人 193	人 171	人 13,638
平均経験	年 数	年 19.5	年 16.2	年 23.4	年 17.4	年 22.5	年 20.4	年 18.0	年 19.9
平均	年 齢	歳 41.7	歳 37.6	歳 46.2	歳 40.8	歳 47.1	歳 43.4	歳 40.2	歳 42.1
	大学卒	76.7	% 54.3	95.9	98.6	100.0	63.2	60.2	77.4
学歴別	短大卒	2.7	_	3.4	0.3	_	36.3	39.2	3.1
人員構成比	高校卒	20.6	45.7	0.7	1.0	_	0.5	0.6	19.5
	中学卒	0.0	_	_	_	_	_	_	0.0
性別	男 性	71.0	89.7	57.1	78.3	70.0	44.0	3.5	70.1
人員構成比	女 性	29.0	10.3	42.9	21.7	30.0	56.0	96.5	29.9

第3表

県職員給料表別平均給与月額の状況

(職員の給与に関する条例の適用を受ける職員)

	項	目		令	和 5 年	4 月	1 日 現	在		令和4年 4月1日現在
給料	表		給 料	地域手当	給料の 特別調整額	扶養手当	住居手当	その他	合 計 (給与月額)	給与月額
			円	円	円	円	円	円	円	円
行	政	職	329,104	444	12,505	8,146	9,697	2,987	362,883	363,667
公	安	職	329,742	303	2,826	12,075	6,592	4,775	356,313	353,291
教	育	職	405,204	6	3,256	9,784	8,189	8,031	434,470	432,190
研	究	職	333,579	0	7,554	8,381	10,078	4,226	363,818	367,379
医療	寮職	(-)	502,915	89,153	39,590	14,700	5,600	305,191	957,149	954,212
医療	寮職	(二)	342,891	0	5,534	5,977	10,291	7,666	372,359	371,279
医療	寮職	(三)	326,569	0	2,715	4,614	8,529	1,365	343,792	350,485
1	合	計	353,804	379	6,914	9,570	8,453	5,535	384,655	384,144

⁽注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。 2 その他は、単身赴任手当、義務教育等教員特別手当、初任給調整手当、特地勤務手当等及び寒冷地手当で

第4表

扶養手当の支給状況

X	給料表	行政職	公安職	教育職	研究職	医療職(一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
受	給 者	人 2,183	人 1,873	人 1,972	人 128	人 15	人 59	人 37	人 6,267
職受	員総数に対する 給者の割合	% 41.2	% 55.8	% 45.8	% 43.4	% 75.0	% 30.6	% 21.6	% 46.0
受产	給者1人当たりの 均 手 当 額	円 19,766	円 21,636	円 21,364	円 19,316	円 19,600	円 19,551	円 21,324	円 20,826
支給	配 偶 者	1,020	1,203	人 698	人 75	人 3	人 19	人 5	3,023
区分別扶	扶養親族である子	3,020	2,985	3,076	162	23	87	62	9,415
養親族のは	16歳の年度初め から22歳の年度 末までの子	1,116	536	1,186	60	5	32	26	2,961
 況	配偶者及び子以外の 扶養親族	124	31	139	10	3	-	1	308

第5表

通勤手当の支給状況

区分	給料表	行政職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
受 給	者計	3,621人	2,241人	3,811人	266 人	15 人	148 人	115 人	10,217人
職員総数に対す	する受給者の割合	68.4 %	66.8 %	88.5 %	90.2 %	75 %	76.7 %	67.3 %	74.9 %
受給者1人当力	こりの平均手当額	19,403円	7,974円	16,069円	17,912円	30,920円	26,270円	17,551円	15,710円
ア 交通機関等利用	64,000円以下の受給者	904	168	95	11	1	9	15	1,203
	64,001円以上の受給者	89	2	21			4	3	119
イ 自転車のみ利用	計 2,000円の受給者	993 545	170 215	116 27	11	1	13	18	1,322
イ 自転車のみ利用	2,000円の安結百 計	545	215	27	4	1	8	1	801 801
ウ 自動車以外の原	2,000円の受給者	15	30		-			-	45
動機付きの交通用	2,200円の受給者	5	8	1					14
具利用	2,900円の受給者	5	7	1					13
	3,700円の受給者	4	1						4
	4,400円の受給者 5,100円の受給者	1	1						2
	5,800円の受給者	1	1						1
	小 計	31	47	2					80
高速自動車	64,000円以下の受給者								
国道等利用	64,001円以上の受給者								
	小計	0.1	47	0					00
工 自動車等利用	計 2,900円の受給者	31 356	47	590	22	3	18	19	80 1,487
工 日期早守利用	4,400円の受給者	291	350	486	28	2	15	15	1,487
	5,800円の受給者	143	229	330	37	1	7	15	762
	7,300円の受給者	111	155	279	28		10	9	592
	8,700円の受給者	89	129	231	28		6	5	488
	10,200円の受給者	89	104	239	12		3	5	452
	11,600円の受給者	85	61	189	9		3	2	349
	13,100円の受給者 14,600円の受給者	49 52	58 67	108 115	9 5		2 2	3	229 242
	16,000円の受給者	48	33	133	2		2	1	219
	17,500円の受給者	52	27	98	1		1	2	181
	18,900円の受給者	41	22	98	3		4	3	171
	20,400円の受給者	26	19	75	2		2		124
	21,900円の受給者	13	7	62					82
	23,300円の受給者 24,800円の受給者	21 23	3 8	69 48	2		3		93 84
	26,200円の受給者	13	0	24	1		1		39
	27,700円の受給者	20	7	31	5		1		64
	29,200円の受給者	8	2	15	2		1		28
	32,400円の受給者	41	10	36	3	1	2	2	95
	35,700円の受給者	20		19	6		1	2	48
	38,800円の受給者 41,800円の受給者	17 19	2 1	15 22	1 5	1	4	1	35 53
	44,100円の受給者	21	2	11	1	1	4	1	39
	47,500円の受給者	6		6	3				15
	50,900円の受給者	6		5	1		1		13
	54,300円の受給者	7		3			2		12
	57,700円の受給者	6		3	2		1		12
	61,100円の受給者			2	1				3
	64,500円の受給者 67,900円の受給者	2		1 2					1 4
	小 計	1,675	1,775	3,345	219	8	96	85	7,203
高速自動車	64,000円以下の受給者	20	1	60	5	2	6	3	97
国道等利用	64,001円以上の受給者	87		177	19		15	4	302
	小 計	107	1	237	24	2	21	7	399
	計	1,782	1,776	3,582	243	10	117	92	7,602
オ 交通機関等と 自動車等の併用	64,000円以下の受給者 64,001円以上の受給者	221 49	32	57 27	8	1 2	6	2 2	327 85
ロ数半寸ツ灰用	64,001円以上の受結者 計	270	33	84	8	3	10	4	412
ア及びオのうち新幹線を	・利用して通勤している職員	580 人	39 人	128 人	2人	3人	13 人	9人	774 人

第6表

住居手当の支給状況

1 職員に係る住居手当

給料表 区 分	行政職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
受 給 者 計	人 1,953	人 823	人 1,311	人 112	人 4	人 75	人 55	人 4,333
職員総数に対する 受 給 者 の 割 合	% 36.9	% 24.5	% 30.4	% 38.0	20.0	% 38.9	% 32.2	% 31.8
11,000円以下の受給者	2	_	1	_	_	_	-	3
11,100円以上 28,000円未満の受給者	910	361	429	49	_	27	26	1,802
28,000円の受給者	1,041	462	881	63	4	48	29	2,528
受給者1人当たり 平均手当額	円 26,111	円 26,401	円 26,859	円 26,544	円 28,000	円 26,481	円 26,264	円 26,414

2 配偶者等の借家・借間等に係る住居手当

区分		給料表	行政職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
受	給	者	人 27	人 29	人 4	人 -	人 -	人 -	人 1	人 61
1	者1人	当たり 当 額	円 13,656	円 13,586	円 12,700	円 -	円 -	円 -	円 14,000	円 13,566

第7表

単身赴任手当の支給状況

		AL tale AA					F- F- 413	F		
区	分	給料表	行政職	公安職	教育職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	計
受	給 者	計	人 273	人 335	人 115	人 6	人 1	人 4	人 2	人 736
職受	員総数に対給 者の	対 す る 割 合	% 5.2	10.0	2.7	2.0	5.0	2.1	1.2	5.4
受平	給者1人当 均 手	たりの 当 額	円 37,648	円 34,615	円 35,478	円 37,667	40,000	円 39,500	39,000	円 35,946
	100km未満 (30,000円)	人 50	人 173	人 46	人 1	人 -	人 -	人 -	人 270
		150km未満 38,000円)	147	106	46	2	_	1	1	303
		200km未満 40,000円)	52	41	13	3	1	3	1	114
		250km未満 42,000円)	9	6	5	-	_	_	_	20
距		300km未満 44,000円)	10	4	4	_	_	-	_	18
離		500km未満 46,000円)	1		1	_	_	_	_	2
		700km未満 54,000円)	_	1	_	_	_	_	_	1
別		900km未満 62,000円)	4	3	_	_	_	_	_	7
内	900km以上1, (100km未満 70,000円)	_	1	_	_	_	_	_	1
訳	1,100km以上1, (300km未満 76,000円)	_	_	_	_	_	_	_	_
	1,300km以上1, (500km未満 82,000円)	_	_	_	_	_	_	_	_
	1,500km以上2,	000km未満 88,000円)	_	_	_		_	_	_	_
	2,000km以上2, (500km未満 94,000円)	_	_	-	_	_	_	_	_
	2,500km以上 (1	00,000円)	_	_	_	_	_	_	_	_

第8表

適用給料表別、級別、号給別人員分布

行政職給料表 (他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用)

粉号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	人	人	人 1	人	人	人	人	人	人	人 1
2			-							1
3										
4										
5										
6 7			2						1	
8			2						2	
9	11	8	3						3	
1 0	1	13	3						1	
1 1		6	8							
1 2	11	80	27							
1 3	4	14	14						5	
1 4	1	4	19						4	
1 5	1	1	11						5	
1 6	14	93	85						2	
17	11 2	8	9 51						4	
1 8 1 9	2	23 6	13			1	1		1	
2 0	14	98	31			1	1		2	
2 1	11	9	11						2	
2 2	3	16	99				1	2		
2 3	3	9	24				_	1		
2 4	18	99	53					6		
2 5	4	17	21					2		
2 6	2	21	44					2		
2 7	1	2	21					4		
2 8	14	58	58					5		
2 9	130	1	14	9				2		
3 0	11	8 2	52 15	21 14				5 3		
3 2	87	2	60	25			44	3		
3 3	13	2	15	8			6	3		
3 4	11	1	29	30			10	3		
3 5	2		15	11			14	1		
3 6	113		46	22			18	1		
3 7	19		15	8			1			
3 8	11	1	46	28			7			
3 9	5		15	5			1	1		
4 0	100		28	20			7			
4 1 4 2	1		9 24	6 23			3	1 2		
4 2	2		11	10			8			
4 4	1		38	21			3			
4 5	1		4	12			3	1		
4 6	1		3	28	1	2	3	-		
4 7	1		3	9		12	2			
4 8	3	1	3	37		10	4			
4 9	2		1	20	1	4				
5 0			2	26		27	5			
5 1			1	11		22	2			
5 2 5 3	3		1 2	31 15	2	15 34	3			
5 4	2		3	31	4	27				
5 5	3		1	10	2	22				
5 6	1		1	25	7	25				
5 7	2		2	20	4	19				
5 8	1	2	2	27	16	23				
5 9	1		4	11	9	19				
6 0	2			27	8	21				
6 1	2		2	11	5	20	2			
6 2	1		1	21	16	12				
6 3	1		0	16	5	14				
6 4 6 5	1		2	23 19	15 7	22				
6 6			2	27	10	9 19				

The color of the						1			1	1	
67 1 1 1 1 13 9 17 68 8 1 1 19 30 20 6 6 6 6 70 1 1 1 1 13 38 19 21 71 1 1 2 14 5 21 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
6 8 1 19 30 20 6 9 1 12 8 16 7 0 1 138 19 21 7 1 2 14 5 21 7 2 2 2 27 30 10 7 3 3 3 16 13 21 7 4 29 15 19 4 7 5 18 2 8 6 7 6 1 20 26 6 7 7 7 5 14 11 17 17 18 18 2 8 18 18 2 8 18 19 19 19 19 11 11 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 11 10 10 10 10 10 10 10 10<									Ů	, ,	10
6 9 1 12 8 16 70 138 19 21 21 19 21 11 38 19 21 19 19 10<	6 7	1									
70 1 38 19 21 71 2 14 5 21 72 2 2 27 30 10 73 3 16 13 21 3 74 29 15 19 3 75 18 2 8 8 76 1 20 26 6 6 77 5 14 11 7 7 78 2 27 11 17 17 11 17 17 18 19 19 11 11 16 3 3 3 19 19 11 11 16 3 3 3 11 10 17 11 17 17 18 18 11 11 16 3 3 18 18 18 19 18 18 18 18 18 18 18 18 <	6 8			1		30					
71 2 14 5 21 2 27 30 10 30 10 31 21 33 16 13 21 33 16 13 21 33 16 13 21 33 16 13 21 33 16 13 21 33 16 13 21 33 16 13 21 34 <td>6 9</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>12</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	6 9		1	1	12						
7 7 2 2 27 30 10 7 3 3 16 13 21 7 4 29 15 19 7 5 18 2 8 7 6 1 20 26 6 7 7 5 14 11 7 9 1 11 16 3 8 0 1 20 21 17 8 1 2 9 6 8 8 2 2 26 10 15 8 3 3 31 24 46 3 8 4 1 12 27 14 48 8 5 2 2 9 10 8 8 6 2 29 10 8 8 8 7 3 16 1 8 8 8 8 18 13 10 8 8 8 9 5 4 42											
7 7 3 3 16 13 21 29 15 19 75 76 18 2 8 8 8 76 1 20 26 6 6 77 6 1 20 26 6 6 77 7 5 14 11 1 11 11 16 3 3 1 1 11 16 3 3 1 1 11 16 3 3 1 1 16 3 3 1 1 11 16 3 3 1 1 11 1 1 1 1 1 1 1 2 9 6 8 8 8 8 4 4 1 1 12 27 14 1 12 27 14 1 12 27 14 1 12 27 14 1 12 27 14 1 12 <t< td=""><td>7 2</td><td></td><td></td><td>2</td><td></td><td>30</td><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>	7 2			2		30	10				
74 29 15 19 75 18 2 8 76 1 20 26 6 77 5 14 11 7 78 2 27 11 17 11 79 1 11 16 3 3 12 17 8 8 1 20 21 17 17 17 17 17 18 18 12 29 6 8 8 8 18 18 2 29 6 8 8 8 19 15 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 19	7 3					13	21				
7 6 1 20 26 6 7 7 5 14 11 7 8 2 27 11 17 7 9 1 11 6 3 8 0 1 20 21 17 8 1 2 9 6 8 8 1 2 29 6 8 8 2 2 26 10 15 8 3 3 12 46 3 3 8 4 1 12 27 14 4 4 4 8 5 2 6 5 2 5 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 <td>7 4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>29</td> <td></td> <td>19</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	7 4				29		19				
77 5 14 11 78 78 2 27 11 17 11 16 3 3 11 11 6 3 3 1 2 20 21 17 8 17 20 21 17 17 17 17 18 18 11 20 21 17 17 17 18	7 5										
7 8 2 27 11 17 79 1 11 6 3 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9<				1							
80 1 11 20 21 17 88 89 </td <td>77</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	77			0							
80 1 20 21 17 81 2 9 6 8 82 2 26 10 15 83 3 12 46 3 84 1 12 27 14 85 2 6 5 2 86 2 29 10 8 87 3 16 1 88 18 13 10 89 5 4 42 90 33 15 91 5 13 92 10 33 93 4 94 94 9 95 8 96 10 97 2 8 99 4 100 13 101 1 176 102 1 103 1 106 1 107 1 108 1 109 1	7.0										
81 2 9 6 8 82 2 26 10 15 83 3 12 46 3 84 1 12 27 14 85 2 6 5 2 86 2 29 10 8 87 3 16 1 88 18 13 10 89 5 4 42 90 33 15 91 5 13 92 10 33 93 4 94 95 8 96 10 33 97 2 8 98 12 99 4 100 13 101 1 176 102 1 105 1 106 1 107 1 108 1 109 1											
8 2 2 26 10 15 8 8 3 3 12 46 3 8 8 4 1 12 27 14 14 14 8 5 2 6 5 2 2 2 14 14 15 14 14 14 15 15 16 16 17 16 17 16 17 18 18 18 13 10 16 16 18 18 13 10 10 16 </td <td>8 1</td> <td></td>	8 1										
8 3 3 12 46 3 8 4 1 12 27 14 8 5 2 6 5 2 8 6 2 29 10 8 8 7 3 16 1 8 8 18 13 10 8 9 5 4 42 9 0 33 15 9 1 5 13 9 2 10 33 9 3 4 94 9 4 9 9 5 8 9 6 10 9 7 2 8 9 8 12 9 9 4 1 0 0 13 1 0 1 1 176 1 1 0 2 1 1 0 3 1 1 0 6 1 1 0 7 1 0 1 0 8 1 1 0 9 1 1 0 9 1	8 2					10	15				
85 2 6 5 2 8 9	8 3			3	12	46	3				
8 6 2 29 10 8 8 8 8 8 8 16 1 <td>8 4</td> <td></td>	8 4										
87 3 16 1 6 1 6 1 6 1 6 1 6 1 6 1 1 6 1	8 5										
8 8 8 9 18 13 10 42 9 0 90 33 15 9 1 1 5 13 5 13 92 9 2 10 33 15 9 10 33 93 9 3 4 94 94 95 9 10 9 9 95 9 6 10 10 97 9 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	86			2							
89 5 4 42 4	8 P										
90 33 15 91 5 13 92 10 33 93 4 94 94 9 9 95 8 9 96 10 9 98 12 99 99 4 9 100 13 10 101 1 176 102 1 1 103 104 105 106 107 108 109 109 109 110 109 109											
91 5 13 34 34							12				
93 4 94 9 94 9 9 95 8 9 96 10 9 97 2 8 98 12 9 99 4 9 100 13 10 101 1 176 102 1 10 103 10 10 105 10 10 107 10 10 108 109 110 110 10 10 110 10 10 110 10 10 100 10 10 100 10 10 100 10 10 100 10 10 100 10 10 100 10 10 100 10 10 100 10 10 100 10 10 100 10 10 100 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td>5</td><td>13</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>					5	13					
9 4 9 5 8 8 9 6 9 6 9 7 9 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	9 2					33					
9 5 8 10 10 97 98 98 12 99 9 14 9 99 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	93					94					
9 6					9						
97											
9 8 12 9 9 4 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	9 6			9							
9 9 4 10 0 13 13 1 10 1 1 176 1 1 176 1 1 1 176 1 1 1 1 1 1 1											
1 0 0 13 1 0 1 1 1 0 2 1 1 0 3 1 1 0 4 1 1 0 5 1 1 0 6 1 1 0 7 1 1 0 8 1 1 1 0 1	9 9										
1 0 1 1 176 1 0 2 1 1 0 3 1 1 0 4 1 1 0 5 1 1 0 6 1 1 0 7 1 1 0 8 1 1 0 9 1 1 1 0 1											
103 104 105 106 107 108 109	101				176						
1 0 4	1 0 2			1							
105 106 107 108 109 110	103										
106 107 108 109 110	104										
107 108 109 110	105										
108 109 110	107										
1 0 9 1 1 0	108										
	109										
	111										
112 113 3 3	112			9							
113				3							
115	115										
116	116										
117	117										
118	118										
119	119										
120	1 2 0										
121	121										
1 2 2 1 2 3	1 2 2										
123	1 2 4										
125	1 2 5										
	計	650	604	1,116	1,399	613	689	144	48	32	2
計 650 604 1,116 1,399 613 689 144 48 32	平 均	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平 均 円 円 円 円 円 円 円		200,256	234,112	282,175	372,122	398,402	415,191	441,740	470,702	508,584	536,550

人員計 5.297 人 平均給料月額 328.660 円

公安職給料表 (警察官である職員に適用)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	Д
2										
3										
4										
5	43									
6	3									
7	1						1			
8	1						1			
9	8									
1 0	0									
	1									
11	1									
1 2										
1 3	50									
1 4	4									:
1 5	1									
1 6	44									
1 7	6									-
1 8	3									
1 9	1									
2 0	52		6	1						
2 1	7									
2 2	1	1	9	1						
2 3										
2 4	50	31	15							
2 5	30	3								
2 6	10	40	4	1						
2 7	3	6		1						
2 8	50	14	13		1					
2 9	3	1	4							
3 0	41	26	30	5	1				7	
3 1	9	4	6						5	
3 2	18	36	33	3	2				1	
3 3		3	5							
3 4	2	31	31	6						
3 5		1	3							
3 6		42	34	6	2					
3 7		4	6						2	
3 8	2	20	37	8						
3 9		7	6		1					
4 0		36	27	6	6					
4 1			10	3						
4 2		1	38	23	2					
4 3	1	-	4	13	1				1	
4 4	1		40	14	2	1		2	1	
4 5	1		14	19	21	1		6		
4 6			22	19	17	2		5		
4 7			9	11	1			4		
4 8			24	27	5	2	1	1		
4 9	1	2	14	11	19	1	1	1		
4 9	1	۷	25	33	19	3	2		ļ	-

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
5 1			11	18	11	1	1			
5 2	1	1	25	27	11	2	7			
5 3			8	10	8		3			
5 4			22	34	12	3	2			
5 5		1	14	10	5		2			
5 6			30	40	14	1	6			
5 7			8	23	7	3	6			
5 8			9	28	12	4	4			
5 9			5	9	19		13			
6 0		1	10	33	11	3	5			
6 1			4	17	8	2	5			
6 2			7	34	11	5	7			
6 3		_	4	28	14	1	4			
6 4		1	10	44	15	2	4			
6 5			11	21	7	2	2			
6 6			6	30	8	1	2			
6 7			6 12	19 22	6	3	6 5			
6 8										
6 9		1	7	13	8	3 2	3 2			
7 0		1	7	22 8	15					
7 1 7 2			7	11	14	4	5			
7 3			5	12	7	2	4			
7 4			7	16	11	1	3			
7 5			2	9	11	2	3			
7 6			7	10	6	7	4			
7 7			4	8	2	1	1			
7 8			7	5	5	1				
7 9			5	6	10	1	1			
8 0			3	7	10					
8 1			6	8	5	2				
8 2			5	6	4					
8 3			2	8	10		1			
8 4				15	5	3	1			
8 5			2	5	5		1			
8 6			3	9	3	1				
8 7			2	5	4					
8 8			2	6	5	1				
8 9			2	1	2	1				
9 0			1	6	8					
9 1			2	1	4	1				
9 2			1	5	10					
9 3			2	3	4	2				
9 4				7	4					
9 5			1	1	3	4				
9 6			2	6	5					
9 7				3	6					
9 8			1	3	7	1				
9 9				2	5	2				
1 0 0			1	2	7					

粉	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1 0 1				2	5					
102			1	7	7					
103				2	8					
1 0 4			2	5	7					
1 0 5				2	20					
106				6						
107			1	4						
108				5						
1 0 9				2						
110			2	2						
111			1	1						
1 1 2			1	2						
113				1						
1 1 4			1	6						
115				2						
1 1 6				3						
117				3						
118			1	4						
119			2	1						
1 2 0				5						
1 2 1				2						
1 2 2				5						
1 2 3				3						
1 2 4			1	5						
1 2 5				1						
1 2 6				13						
1 2 7				1						
1 2 8				14						
1 2 9		1		31						
1 3 0			1							
1 3 1										
1 3 2										
1 3 3										
1 3 4										
1 3 5										
1 3 6										
1 3 7										
1 3 8										
1 3 9										
1 4 0										
1 4 1										
計	447	316	785	1,027	539	84	123	18	16	1
平 均給料月額	円 215,198	円 252,508	円 292,934	円 361,353	円 412,518	円 427,362	円 444,611	円 460,639	円 481,763	円 509,200

人員計 3,356 人平均給料月額 329,705	
---------------------------	--

教育職給料表 (県立の高等学校等に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1	2	特 2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		21			
6					
7		1			
8		19			
9					
1 0		3			
11		2			
1 2		36			
1 3					
1 4		4			
1 5		2			
1 6		35			
1 7		33			
	ī				
1 8	1	2			
1 9		1			
2 0		28			
2 1					
2 2	1	4			
2 3		2			
2 4		48			
2 5		3			
2 6		6			1
2 7		4			
2 8		40			
2 9		3		2	
3 0	3	10		1	2
3 1	1	3			2
3 2		39		1	2
3 3		3			4
3 4	1	16			2
3 5	2	15		1	3
3 6	3	31		1	7
3 7	3	31			
					1
3 8	2	7		1	4
3 9	1	7		1	6
4 0	1	47		4	4
4 1		4		1	4
4 2		6			2
4 3	1	7		3	4
4 4	1	20		3	3
4 5	1	4		1	3
4 6	1	15		4	5
4 7		18		2	8
4 8	1	38		2	5
4 9		8		3	5
5 0		20		7	4
5 1		9		2	1
0.1	5	36		6	1

級					
号給	1	2	特 2	3	4
5 3	1	6		7	2
5 4	2	27		5	1
5 5	2	8		4	
5 6	1	18		1	
5 7	2	7		10	1
5 8		29		6	
5 9	1	8		3	
6 0	4	22		6	
6 1	2	12		8	
6 2	1	21		5	
6 3		9		7	
6 4	4	21	1	5	
6 5	1	9		2	
6 6	3	28		2	
6 7	3	23		9	
6 8	3	29		13	
6 9	1	16		9	
7 0	2	21		2	
7 1	1	11		11	
7 2	1	34		4	
7 3					
	1 2	18		8	
7 4	2	27		15	
7 5	2	13		5	
7 6		39		4	
7 7	3	12	1	10	
7 8 7 9		29	1	4	
	1	14		10	
8 0	2	25		4	
8 1	1	15		6	
8 2	1	30		4	
8 3	4	14		1	
8 4	4	38		5	
8 5	1	18		5	
8 6	4	24		3	
8 7	4	19		5	
8 8	4	33		5	
8 9	1	21		6	
9 0	2	39		2	
9 1	2	19		5	
9 2		41		3	
9 3	_	18		3	
9 4	1	33		2	
9 5		24		3	
9 6	-	49		1	
9 7	2	23			
9 8		42			
9 9	1	16			
100	1	31			
1 0 1	1	33			
1 0 2		29			
1 0 3		29			
1 0 4	2	30			

ton .					
粉号給	1	2	特 2	3	4
105		23			
106		38			
107		22			
108		36			
100	1	26			
110	1	36			
111	2	20			
112	1	47			
113		31 36			
115	2	25			
1 1 6		40			
117		19			
		42			
119		21			
1 2 0		42			
1 2 1		28			
1 2 2		41			
1 2 3		24			
1 2 4		58			
1 2 5		25			
1 2 6		42			
1 2 7		32			
1 2 8		49			
1 2 9		21			
1 3 0		37			
1 3 1		19			
1 3 2		57			
1 3 3		24			
1 3 4		47			
1 3 5		26			
1 3 6		77			
1 3 7		15			
1 3 8		33			
1 3 9		36			
1 4 0		57			
1 4 1		45			
1 4 2		81			
1 4 3		73			
1 4 4		63			
1 4 5		98			
1 4 6		83			
1 4 7		72			
1 4 8		92			
1 4 9		28			
150	1	59			
151		20			
152		3			
153	1	17			
計	112	3,823	2	283	86
	円	円	円	円	円
平 均 給料月額	277,284	384,266	411,700	455,611	488,750

Д	員 計	4,306	平均給料月額	388,272
---	-----	-------	--------	---------

研究職給料表(試験研究機関等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

級 号給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
1 0					
11					
1 2					
1 3					
1 4 1 5					
1 6					
17					
1 8			1		
1 9			1		
2 0					
2 1					
2 2			4		
2 3			1		
2 4			1		
2 5			1		
2 6					
2 7			1		
2 8					
2 9	7		2		1
3 0					1
3 1 3 2	0	0	2		1
3 3	8	2 2	3		1
3 4	J	7	3		2
3 5	1	1	3		2
3 6	4	2	3		3
3 7	4	1	1		2
3 8					
3 9		1	1		1
4 0	3 2	1	1		3 2
4 1	2	3	1		
4 2		6			1
4 3		1	1		1
4 4	6	2	2	0	1
4 5	2	2 5	2	2	1
4 6 4 7	2	2	1		1
4 7	10	3	2		2
4 9	10	2		1	2
5 0	3	1	1	1	
5 1	3	1	2	2	
5 2	3 7	2		1	
5 3	•	3	1	4	1
5 4	2	2	1	2	1
5 5				1	
5 6	4	3	1	3	1
5 7	2		1	1	1
5 8	1	2		1	
5 9					
6 0	5	_		2	1
61	1	1		4	
6 2 6 3	2			1	
บ อ				1	

級	1	2	3	4	5
号給 (2.5)					
6 5	1	2	2		
67		2		1	
6.8	1			1	
6 9					
7 0			1	1	
7 1					
7 2			2		
7 3				3	
7 4			3		
7 5	,		2		
7 6 7 7	1		2		
7 8			1		
7 9			1		
8 0			<u> </u>		
8 1					
8 2					
8 3			1		
8 4			1		
8 5			1		
8 6			1		
8 7			1		
8 8 8 9			33		
90			33		
9 1					
9 2					
9 3					
9 4					
9 5					
9 6					
9 7					
9 8 9 9					
100					
101					
102					
103					
1 0 4					
1 0 5					
106					
107					
108					
1 0 9 1 1 0					
111					
1112					
113					
114		1			
1 1 5					
116					
117					
118					
119					
1 2 0 1 2 1					
1 Z 1 計	84	60	90	30	31
	円	円	円	円	円
平 均 給料月額	230,663	295,735	384,074	422,090	453,439
	1 200,000	200,100	301,011	122,000	100,100

人	員	計	295	平均給料月額	円 333,579
---	---	---	-----	--------	--------------

医療職給料表(一)(保健福祉事務所等に勤務する医師及び歯科医師である職員に適用)

粉	1	2	3	4
3 //1	人	人	Λ.	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9			1	
1 0				
11				
1 2		1		
1 3				
1 4				
1 5				
1 6				
17				
1 8				
1 9 2 0			2	
2 1			2	
2 2				
2 3				
2 4	1	1		
2 5	1	1		
2 6				
2 7				
2 8				
2 9				
3 0				
3 1			1	
3 2				
3 3			1	
3 4				
3 5				
3 6				
3 7				
3 8				
3 9				
4 0				
4 1				
4 2				
4 3			7	
4 4			1	
4 5				
4 7			1	
4 7			1	
4 9				
5 0				
5 1				
0.1				

粉	1	2	3	4
5 2				
5 3				
5 4				
5 5				
5 6				
5 7				1
5 8				
5 9				
6 0				
6 1				2
6 2				
6 3				1
6 4				
6 5				3
6 6				
6 7				
6 8				
6 9			1	
7 0			1	
7 1				
7 2				
7 3				
7 4				
7 5				
7 6				
7 7				
7 8				
7 9				
8 0				
8 1			1	
8 2				
8 3				
8 4				
8 5				
8 6				
8 7				
8 8				
8 9				
9 0				
9 1				
9 2				
9 3				
9 4				
9 5				
9 6				
9 7				
計	1	2	10	7
	円	円	円	円
平 均 給料月額	338,000	390,700	490,130	576,800
	550,000	550,100	100,100	1 0,0,000

人員	計	20	人	平	均 給	料	月	額	502,915	円	
----	---	----	---	---	-----	---	---	---	---------	---	--

医療職給料表 (二) (保健福祉事務所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士等である職員に適用)

粉号給	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6			1				
7							
8							
9							
1 0		1					
1 1							
1 2		5		1			
1 3							
1 4							
1 5							
1 6		1					
1 7							
1 8							
1 9		1					
2 0							
2 1							
2 2		1	5	1			
2 3							
2 4							
2 5		_		1			
2 6		3	6				
2 7		1					
2 8		1	1				_
2 9			1				1
3 0		6	1				
3 1		0		1			
3 2 3 3		2	5	1			
		2	2	1			
3 4 3 5		2		1			
3 6		1	3	1			
3 7		1	3	1			
3 8		1	1	2			
3 9		1	1	2			
4 0			1	4			
4 1				1		1	
4 2				1	1	1	
4 3				1			
4 4			2	2			
4 5		1			2		
4 6				2	1		
4 7					1		
4 8				2	1	1	
4 9				3			
5 0						1	
5 1				2		4	
5 2				4		3	
5 3							
5 4							
5 5							
5 6							
5 7					1		
5 8				1	1		
5 9					2		
6 0				2	1	1	

級	1	2	3	4	5	6	7
号給	1	2		т	3	O O	,
6 1				1	1	1	
6 2			1	1		2	
6 3				2			
6 4							
6 5							
6 6				2	2		
6 7				2			
6 8				2	1	2	
6 9				1	1	2	
7 0				1			
				1	1		
7 1				1	1		
7 2				1			
7 3				1			
7 4				2	1		
7 5							
7 6							
7 7							
7 8							
7 9							
8 0							
8 1							
8 2				1			
8 3							
8 4					2		
8 5							
8 6					1		
87				1	1		
88				1	5		
8 9					3		
9 0					_		
9 1					1		
9 2			1		1		
9 3							
9 4					2		
9 5				1	3		
9 6					2		
9 7					3		
9 8					3		
9 9					1		
100				1	2		
1 0 1				1	11		
1 0 2							
1 0 3							
104							
1 0 5							
106							
107							
107			1				
108			1				
110							
111							
1 1 2							
1 1 3							
計		29	32	57	58	16	1
平 均 給料月額	円	円	円	円	円	円	円
給料月額		235,672	276,488	331,567	394,071	411,906	437,000
			Λ.				П

人 員 計 193 人 平 均 給 料 月 額 334,016

医療職給料表 (三) (保健福祉事務所等に勤務する保健師、助産師、看護師等である職員に適用)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
5							
6							
7							
8							
9							
1 0							
1 1							
1 2							
1 3							
1 4			1				
1 5							
1 6							
1 6 1 7							
1 8		11					
1 9							
2 0							
2 1							
		G					
2 2		6					
2 3		_					
2 4		1					
2 5		2					
2 6		5	5				
2 7							
2 8							
2 9			1				
3 0		3	2				
3 1							
3 2		1	4				
3 3		3					
3 4		7					
3 5							
3 6		2	2				
3 7		2	2				
			1				
3 8		3	1				
3 9		1	-				
4 0			1				
4 1							
4 2		6	1				
4 3			2				
4 4		1	1	1			
4 5							
4 6		2		1			
4 7			2	1		2	
4 8			1	1			
4 9			1	1			
5 0			1	1	1		
5 1			1	1	1	1	
5 2				1		1	
				1			
5 3				_		1	
5 4				2		2	
5 5		1					
5 6							

対象 1 2 3 4 5 6 7 7 1 1 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	to I						1	
57 1 3 1 59 1 1 3 1 60 2 2 6 6 1 1 6 61 6 6 1 1 1 6 6 1 1 1 1 6 6 6 1 1 1 1 1 6 6 6 1 <th>級</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th>	級	1	2	3	4	5	6	7
58 1 3 1 1				1				
5 9					2	1		
60				1		1		
61 62 2 2 2 1 63 64 64 64 65 66 66 66 66								
62					2			
6 3 6 4 6 1 1 1 1 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6					9			
6.4						1		
65 66 6				1		1		
666				1				
67				1				
6 8 6 9 1 1 1				1	1	1		
6 9						1		
70 1					1			
71 72 1 1 1 1 73 73 74 1 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>								
72 1								
73 74 1								
74 1					1			
75 76 1 2 2 1								
76 77 2 1 3 4 3 3 4					1			
77 8 1					1			
78 1					9	1		
79 1						1		
8 0 8 1 1 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>								
81 82 1								
8 2 1					1			
83 84 2 3					1	1		
84 2 3 85 3 2 87 3 3 88 3 3 90 1 3 91 3 1 92 2 1 93 1 2 94 3 3 95 1 3 97 2 2 98 1 3 99 4 6 101 12 1 102 1 12 103 1 1 104 4 4 4 105 1 1 4 106 1 1 4					1	1		
85 86 87 2 88 89 90 1 91 1 92 2 94 3 95 1 96 3 97 2 98 1 99 6 100 6 101 12 102 1 103 1 104 1 105 1					9			
86 2 87 3 88 3 89 1 90 1 91 2 93 1 94 3 95 1 96 3 97 2 98 1 99 6 100 6 101 12 102 1 103 1 104 1 105 1					2			
87 88 89 10 <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>9</td><td></td><td></td></td<>						9		
88 89 1 1 90 1 1 1 91 2 1 1 92 2 1 2 94 3 3 3 95 1 3 3 97 2 2 3 98 1 2 3 99 1 6 6 101 6 12 1 102 1 2 1 103 1 1 1 105 1 1 1						2		
89 1 90 1 91 2 92 2 94 3 95 1 96 3 97 2 98 1 99 6 101 12 102 1 103 1 104 1 105 1 106 1								
90 1								
91 92 2 1 2 93 1 2 2 1 2 94 3 3 3 3 3 95 1 3 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></t<>						1		
92 2 1 2 93 1 2 2 94 3 3 3 95 1 3 3 96 3 3 3 97 2 2 3 99 1 4 4 101 12 4 4 103 1 4 4 105 1 4 4 4 106 1 4 4 4						1		
93 1 2 94 94 3 3 95 95 1 3 96 97 2 9 9 99 1 9 9 100 6 12 12 102 1 12 12 103 1 1 1 104 1 1 1 105 1 1 1					9	1		
94 3 3 95 1 3 96 3 3 97 2 3 98 1 3 99 4 4 101 12 12 102 103 104 105 106 1								
95 1 96 3 97 2 98 1 99 6 100 6 101 12 102 103 104 105 106 1					1	3		
96 3 97 2 98 1 99 6 100 6 101 12 102 103 104 105 106 1					1	3		
97					1	3		
98 1 99 6 100 6 101 12 102 103 104 105 106 1								
9 9 6 6 6 10 1 12 12 13 14 15 15 15 15 16 6 15 15 16 16 16 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18					1			
100 6 101 12 102 103 104 105 106 1					1			
101 12 102 103 104 105 106 1						6		
102 103 104 105 106								
1 0 3 1 0 4 1 0 5 1 0 6								
1 0 4 1 0 5 1 0 6								
1 0 5 1 0 6								
106								
計 55 30 41 38 7					1			
	計		55	30	41	38	7	
		Щ						円
平均給料月額 円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円円	テージ 給料月額	. ,						, ,

人	員	計	人 171	平	均	給	料	月	額	322,464
	^	н,	171	١.		414	• • •	/•	HO.	322,464

⁽注) 107号給から169号給については、在職者がいないため掲載を省略した。

第9表

適用給料表別、級別、年齢別人員分布

行政職給料表

年齢 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
18歳未満	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18 歳	11										11
19 歳	15										15
20 歳	24										24
21 歳	22										22
22 歳	139										139
23 歳	104										104
24 歳	119										119
25 歳	126										126
26 歳	43	60									103
27 歳	13	109									122
28 歳	9	126									135
29 歳	5	119									124
30 歳	9	134									143
31 歳	4	29	129								162
32 歳	4	14	167								185
33 歳	1	4	145								150
34 歳	2	2	139								143
35 歳			151								151
36 歳		2	110								112
37 歳			76	24		1					101
38 歳		1	57	49							107
39 歳			31	44			1				76
40 歳		1	18	69			1		1		90
41 歳		1	12	83							96
42 歳			17	77							94
43 歳			11	100	2						113
44 歳		1	10	92	15						118
45 歳			7	83	26	8					124
46 歳			4	82	33	23					142
47 歳			6	85	46	29					166
48 歳			4	85	41	28					158
49 歳			3	84	38	43					168
50 歳			4	57	61	38	7				167
51 歳			3	50	47	47	11	2			160
52 歳			4	60	38	47	11	5			165
53 歳			3	46	41	61	16	5	2		174
54 歳			4	49	50	64	10	4	4		185
55 歳				51	33	66	18	6	3		177
56 歳				39	36	50	13	9	7		154
57 歳				29	34	61	20	10	5	0	159
58 歳		1	1	33	35	53	16	5	7	2	151
59 歳		1	1	28	37	70	20	2	3		162
60歳以上											
計	650	604	1,116	1,399	613	689	144	48	32	2	5,297
	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
平均年齢	24.1	29.2	35.6	47.4	52.2	53.9	55.4	55.8	56.3	58.3	41.7

公安職給料表

級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
18歳未満	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18 歳	43										43
19 歳	55										55
20 歳	57										57
21 歳	62										62
22 歳	84										84
23 歳	99	1									100
24 歳	32	70									102
25 歳	7	72	8								87
26 歳	4	86	29								119
27 歳		55	19								74
28 歳		15	65								80
29 歳	1	4	74	3							82
30 歳		3	86				1				90
31 歳	1	1	71	9							82
32 歳	2	1	74	15							92
33 歳		2	61	18							81
34 歳		1	58	50							109
35 歳		2	37	69	2						110
36 歳		1	27	83	1						112
37 歳		1	39	91	5						136
38 歳			23	76	4						103
39 歳			19	83	7						109
40 歳			18	83	16	1					118
41 歳			13	51	30	3					97
42 歳			13	65	37	3					118
43 歳			9	38	37	9					93
44 歳			8	33	44	8	2				95
45 歳			11	37	47	9	2				106
46 歳			7	27	33	4	6				77
47 歳			3	25	35	3	5				71
48 歳			4	13	31	13	8				69
49 歳			3	18	23	9	8				61
50 歳			3	14	27	4	14				62
51 歳			3	17	9	3	5	2			39
52 歳				12	19		13	2	3		49
53 歳				14	17	2	2				35
54 歳				10	13	2	7	1			33
55 歳				15	24	3	9	2	2		55
56 歳		1		10	17	1	10	2	2		43
57 歳				12	19	2	9	2	2		46
58 歳				18	19	4	12	3	5		61
59 歳				18	23	1	10	4	2	1	59
60歳以上											
計	447	316	785	1,027	539	84	123	18	16	1	3,356
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
1 マジー一両巾	21.9	26.5	33.6	41.9	48.3	48.3	53.0	56.4	56.6	59.1	37.6

教育職給料表

年齢	級	1	2	特 2	3	4	計
		人	人	人	人	人	人
18歳	未満						
18	歳						
19	歳						
2 0	歳						
2 1	歳	1					1
2 2	歳	1	21				22
2 3	歳		21				21
2 4	歳	4	41				45
2 5	歳	5	46				51
2 6	歳	5	32				37
2 7	歳	1	57				58
2 8	歳	4	42				46
2 9	歳	5	60				65
3 0	歳	1	62				63
3 1	歳	9	70				79
3 2	歳	4	46				50
3 3	歳	10	67				77
3 4	歳	4	71				75
3 5	歳	5	59				64
3 6	歳	5	68				73
3 7	歳	13	68				81
3 8	歳	10	82				92
3 9	歳	8	76				84
4 0	歳	2	91				93
4 1	歳	3	83	1	3		90
4 2	歳	2	109		3		114
4 3	歳	2	118		3		123
4 4	歳	4	121		6		131
4 5	歳	2	124	1	15		142
4 6	歳		138		12		150
47	歳		142		15		157 175
4 8	歳		161		14		
4 9 5 0	歳歳		178 167		24 31	1	202 199
51	歳	1	186		31	2	220
5 2	歳	1	184		22	2	208
5 3	歳		156		25	4	185
5 4	歳		150		32	8	192
5 5	歳		152		14	12	178
5 6	歳		143		12	9	164
5 7	歳		140		7	13	160
5 8	歳	1	154		9	17	181
5 9	歳	1	135		5	18	158
60歳			100			10	100
U U 1984	-/1_1						
計	-	112	3,823	2	283	86	4,306
		歳	歳	歳	歳	歳	歳
平均年	中圏サ	34.9	45.9	43.7	51.4	56.9	46.2

研究職給料表

級年齢	1	2	3	4	5	計
	人	人	人	人	人	人
18 歳未満		, ,	, ,	, ,	, ,	
18 歳						
19 歳						
20 歳						
21 歳						
22 歳	7					7
23 歳	6					6
24 歳	12					12
25 歳	5					5
26 歳	5					5
27 歳	13					13
28 歳	12					12
29 歳	7					7
30 歳	10					10
31 歳	2	10				12
32 歳	4	9				13
33 歳		14				14
34 歳		10				10
35 歳	1	6	1			7
36 歳		3	1			4
37 歳		4	10			1.4
38 歳		4	10			14
39 歳 40 歳		1	6 2			7 3
41 歳		1	7			7
41 歳		1	5			6
43 歳		1	5			5
44 歳			1			1
45 歳			3			3
46 歳			2			2
47 歳			2			2
48 歳			2	1		3
49 歳			5	4		9
50 歳		1	2	3		6
51 歳			3	3	2	8
52 歳			7	3		10
53 歳			4	5	4	13
54 歳			8	1	4	13
55 歳			4	1	2	7
56 歳			1	2	1	4
57 歳			2	3	6	11
58 歳			3	1	2	6
59 歳			5	3	10	18
60歳以上						
計	84	60	90	30	31	295
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳
一つ十四	27.3	34.5	47.9	53.6	56.7	40.8

医療職給料表 (一)

級年齢	1	2	3	4	計
1 1417	人	人	人	人	人
18 歳未満					
18 歳					
19 歳					
20 歳					
21 歳					
22 歳					
23 歳					
24 歳					
25 歳					
26 歳					
27 歳					
28 歳					
29 歳	1				1
30 歳					
31 歳		1			1
32 歳					
33 歳		1	1		2
34 歳					
35 歳					
36 歳			1		1
37 歳			1		1
38 歳					
39 歳					
40 歳					
41 歳			1		1
42 歳					
43 歳			1		1
44 歳					
45 歳			1		1
46 歳			1		1
47 歳					
48 歳					
49 歳					
50 歳			1		1
51 歳			1		1
52 歳			1		1
53 歳				1	1
54 歳					
55 歳					
56 歳					
57 歳				3	3
58 歳					
59 歳					
60歳以上				3	3
計	1	2	10	7	20
	歳	歳	歳	歳	歳
平均年齢	29.3	32.5	43.8	58.6	47.1

医療職給料表 (二)

	——————————————————————————————————————						Г	
級	1	2	3	4	5	6	7	計
年齢								
1 0 15 4 14	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳未満								
18歳								
19 歳								
20歳								
21 歳								
22 歳								
23 歳								
24 歳		4						4
25 歳		2						2
26 歳								
27 歳		3						3
28歳		7						7
29 歳		9	4					13
30 歳		2	4					6
31 歳		2	2					4
32 歳			6					6
33 歳			5					5
34 歳			3					3
35 歳				_				
36 歳				5				5
37 歳			2	6				6
38歳			2	10				12
39 歳			1	2				3
40歳			1	4				5
41 歳				3				3
42歳				7				7
43 歳				4	1			5
44 歳			1	4	1			6
45 歳				3	3			6
46歳				1	1			2
47 歳				2	3			5
48 歳				1	1	-		2
49 歳				1	2	1		3
50 歳				1	3	1		5
51 歳			1	2	7			9
52 歳			1	0	2			3
53 歳				2	5	A		7
54 歳			1		9	4	1	13
55 歳			1		2	2	1	6
56 歳					4	2		6
57 歳					7	2		9
58 歳			1			1		1
59 歳			1		7	3		11
60歳以上								
計		29	20	F7	FO	1.0	1	102
ļΫ	.tlp.	29 歳	32 歳	57 歳	58 歳	16 歳	1 歳	193 歳
平均年齢	歳	1		成 42.0	成 53.3	成 55.7	成 55.3	成 43.4
		28.3	35.5	42.0	00.0	33.7	55.5	43.4

医療職給料表 (三)

級年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
十四	人	人	人	人	人	人	人	人
18 歳未満	人	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	人		人		八	人
18 歳								
19 歳								
20 歳								
21 歳								
22 歳								
23 歳		11						11
24 歳		7						7
25 歳		6						6
26 歳		2						2
27 歳		9						9
28 歳		7						7
29 歳		6						6
30 歳		6						6
31 歳		0	5					5
32 歳		1	3					4
33 歳		-	4					4
34 歳			2					2
35 歳			2					2
36 歳			4					4
37 歳			2	1				3
38 歳				2				2
39 歳			1	3				4
40 歳				3				3
41 歳				2				2
42 歳			4	5	1			10
43 歳			2	4				6
44 歳				1				1
45 歳			1	9	2			12
46 歳				2				2
47 歳				2				2
48 歳				1				1
49 歳				3				3
50 歳				2	1			3
51 歳								
52 歳					2			2
53 歳				1	6			7
54 歳					6			6
55 歳					3	1		4
56 歳						1		1
57 歳					4	1		5
58 歳					8	1		9
59 歳					5	3		8
60歳以上								
計		55	30	41	38	7		171
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
1:41国际		26.8	36.3	44.3	55.3	57.8		40.2

第10表

暫定再任用職員の適用給料表別、級別人員

常勤職員 (人)

級 給料表	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
全給料表	29	202	93	4	37						365
行政職給料表			86		21						107
公安職給料表				4	16						20
教育職給料表	29	196									225
研究職給料表		6									6
医療職給料表											
医療職給料表			5								5
医療職給料表 (三)			2								2

短時間勤務職員 (人)

級 給料表	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
全給料表		28	174	46							248
行政職給料表			152								152
公安職給料表				46							46
教育職給料表		18									18
研究職給料表		10									10
医療職給料表											
医療職給料表			13								13
医療職給料表			9								9

第11表 行政職給料表 学歴別、経験年数別人員及び平均給料月額

学歴		大	学 卒	短	大 卒	高	校卒	中	学卒
経験年数	人員計	人員	平 均給料月額	人員	平 均給料月額	人員	平 均給料月額	人員	平 均 給料月額
	人	人	円	人	円	人	円	人	円
1 年未満	152	137	196,219			15	165,827		
1 年	118	96	201,540	4	182,700	18	168,711		
2 年	154	125	206,939	3	193,900	26	173,942		
3 年	122	105	212,140	2	197,700	15	177,667		
4 年	104	82	220,977	1	205,500	21	187,438		
5 年	117	103	228,093	1	209,400	13	194,838		
6 年	134	119	234,583	2	219,600	12	201,092	1	170,400
7 年	148	129	240,537	4	226,775	15	207,847		
8 年	133	109	248,722	3	232,067	21	213,090		
9 年	189	154	261,221	3	238,700	32	223,334		
10年	218	195	269,920	9	249,256	14	229,629		
11 年	166	136	278,409	11	257,945	19	234,111		
12 年	161	135	285,338	4	265,775	22	241,409		
13 年	150	126	292,543	5	275,540	19	254,037		
14 年	110	85	305,435	3	285,433	22	260,845		
15 年	100	84	321,982	1	290,600	15	270,507		
16 年	66	52	333,581	5	296,040	9	275,722		
17 年	75	53	341,709	5	307,800	17	281,882		
18 年	90	72	352,675	2	316,400	16	294,269		
19 年	88	73	358,800	5	325,680	10	300,520		
20 年	94	69	364,368	2	351,300	23	318,726		
21 年	81	59	369,736	6	357,417	16	328,563		
22 年	93	78	378,022	2	366,300	13	337,215		
23 年	148	124	386,310	2	370,800	22	350,836		
24 年	149	113	389,562	4	372,275	32	355,713		
25 年	172	129	394,826	6	375,800	37	364,978		
26 年	153	107	396,334	6	375,333	40	366,728		
27 年	120	87	399,422	2	379,750	31	374,852		
28 年	128	103	405,133	6	372,933	19	372,426		
29 年	156	115	407,356	5	377,280	36	378,822		
30 年	155	111	412,195	5	378,600	39	381,333		
31 年	210	151	413,621	6	387,067	53	388,385		
32 年	197	145	416,430	3	389,800	49	391,231		
33 年	186	140	419,079	5	391,400	41	392,305		
34 年	209	157	419,392	3	395,633	49	394,559		
35 年	131	96	422,007	2	407,600	33	401,770		
36 年	109	69	427,333	2	403,700	38	399,105		
37 年	61	41	424,451	1	404,900	19	400,495		
38 年	26					26	402,473		
39 年	24					24	405,217		
40年以上	100					100	406,552		
A -51		4 004	222 125		212 225	4 004	200 100		
合計	5,297	4,064	328,183	141	316,221	1,091	332,191	1	170,400
平均経験年数	19.5年	18.	2 年	19.	4 年	24.	5 年	6.0	年

第12表

本県職員と国家公務員との給料比較

令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月
100.6	100.4	100.4

⁽注) 地方公務員給与実態調査及び国家公務員給与等実態調査の結果に基づき、国の行政職俸給表(一)適用職員に相当する本県職員と国の行政職俸給表(一)適用職員の学歴別、経験年数別による平均給料額をラスパイレス方式によって比較したものであり、国家公務員を100とした場合の本県職員の指数である。

第13表

適用給料表別平均経験年数、平均年齢、学歴別人員構成比及び性別人員構成比

項	目			給料	斗表	高等学校 教 育 職	小学校·中学校 教 育 職	事務職	医療職	計
人				(構成	員 (比)	43 ^人 (0.5%)	8,500 ^人 (93.8%)	455 人 (5.0%)	66 ^人 (0.7%)	9,064 ^人 (100.0%)
平	均	経	験	年	数	年 27.0	年 22.6	年 23.2	年 20.1	年 22.7
平	ż	勻	年		齢	歳 49.8	歳 45.5	歳 41.8	歳 41.1	歳 45.3
			大	学	卒	88.4	94.0	_ %	_ %	88.6
学	歴	別	短	大	卒	11.6	5.9	_	100.0	6.3
人。	員 構)	成比	高	校	卒	_	0.1	100.0	_	5.1
			中	学	卒	_	-	_	-	_
性		別	男		性	25.6	42.9	29.9	4.5	41.9
人。	員 構)	成比	女		性	74.4	57.1	70.1	95.5	58.1

第14表

市町村立学校職員給料表別平均給与月額の状況

(福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員)

項目		令	和 5 年	4 月	1 日 現	在		令和 4 年 4 月 1 日現在
給料表	給 料	地域手当	管理職 手 当	扶養手当	住居手当	その他	合計 (給与月額)	給与月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
高等学校教育 職	424,586	0	3,942	7,186	6,416	6,386	448,516	451,347
小 学 校・ 中学校教育職	385,560	0	6,937	7,251	7,300	10,031	417,079	420,681
事務職	320,641	0	0	5,922	7,297	3,617	337,477	338,181
医療 職	316,371	0	0	8,280	7,336	3,107	335,094	332,395
合 計	381,982	0	6,524	7,192	7,296	9,641	412,635	416,051

⁽注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。

² その他は、単身赴任手当、義務教育等教員特別手当、へき地手当等及び寒冷地手当である。

³ 高等学校教育職給料表は市立特別支援学校の教育職員が、医療職給料表は学校栄養職員が適用を受けている。

第15表

扶養手当の支給状況

X	給料表 分	高等学校 教 育 職	小学校·中学校 教 育 職	事務職	医療職	計
受	給 者	16	2,985	人 131	人 25	3,157
職」	員総数に対する受給者の割合	37.2	35.1	28.8	37.9	34.8
受約	合者1人当たりの平均手当額	円 19,313	20,648	20,569	21,860 円	円 20,648
支給	配偶者	人 6	人 898	人 13	人 1	人 918
区分別扶	扶養親族である子	20	4,432	199	47	4,698
養親族の	16歳の年度初めから22歳の 年度末までの子	14	2,016	98	14	2,142
 	配偶者及び子以外の扶養親族	_	215	20	-	235

第16表

通勤手当の支給状況

区分	給料表	高等学校 教 育 職	小学校·中学校 教 育 職	事務職	医療職	計
受 給	者計	40 人	7,667 人	410 人	55 人	8,172 人
職員総数に対	する受給者の割合	93 %	90.2 %	90.1 %	83.3 %	90.2 %
受 給 者 1 人 当	たりの平均手当額	5,812 円	9,642 円	9,310 円	10,464 円	9,612 円
ア 交通機関等利用	64,000円以下の受給者	1	23	4		28
	64,001円以上の受給者		3			3
	計	1	26	4		31
イ 自転車のみ利用	2,000円の受給者		12	1		13
	計		12	1		13
ウ 自動車以外の原	2,000円の受給者		2			2
動機付きの交通用	2,900円の受給者		1			1
具利用	5,100円の受給者	1				1
	小 計	1	3			4
高速自動車	64,000円以下の受給者					
国道等利用	64,001円以上の受給者					
	小 計					
	計	1	3			4
エ 自動車等利用	2,900円の受給者	12	1,191	54	5	1,262
	4,400円の受給者	11	1,173	57	4	1,245
	5,800円の受給者	10	983	64	7	1,064
	7,300円の受給者	1	811	49	4	865
	8,700円の受給者	1	685	39	5	730
	10,200円の受給者	1	553	47	8	609
	11,600円の受給者	1	401	21	5	428
	13,100円の受給者		332	14	2	348
	14,600円の受給者		275	15	4	294
	16,000円の受給者		250	5	3	258
	17,500円の受給者		220	6	2	228
	18,900円の受給者		140	6	1	147
	20,400円の受給者		94	5		99
	21,900円の受給者		95	8	1	104
	23,300円の受給者	,	73	2	2	77
	24,800円の受給者	1	59	2		60
	26,200円の受給者		47	3		50
	27,700円の受給者		39			40
	29,200円の受給者 32,400円の受給者		28 66	2 2	1	30 69
	35,700円の受給者		38	1	1	39
	38,800円の受給者		15	2		17
	41,800円の受給者		9	2		9
	44,100円の受給者		4			4
	47,500円の受給者		3			3
	50,900円の受給者		4			4
	54,300円の受給者		1			-
	57,700円の受給者		1			1
	61,100円の受給者		-			
	64,500円の受給者					
	67,900円の受給者		1			1
	小 計	38	7,590	403	54	8,085
高速自動車	64,000円以下の受給者		9	1		10
国道等利用	64,001円以上の受給者		24	1		25
	小計		33	2		35
	計	38	7,623	405	54	8,120
オ 交通機関等と	64,000円以下の受給者		.,		1	1
自動車等の併用	64,001円以上の受給者		3		-	3
	計		3		1	4
		•		l		
マルバナのふと 新砂値 たま		人	6 人	人	人	6人

 ア及びオのうち新幹線を利用して通勤している職員
 人
 6 人
 人
 6 人

第17表

住居手当の支給状況

1 職員に係る住居手当

給料 区 分	高等学校 教育職	小学校·中学校 教 育 職	事務職	医療職	計
受 給 者 計	10 人	2,323	128	19	2,480 人
職員総数に対する受給者の割合	23.3	27.3	28.1	28.8	27.4
11,000円以下の受給者	_	3	_	_	3
11,100円以上 28,000円未満の受給者	2	859	67	12	940
28,000円の受給者	8	1,461	61	7	1,537
受給者1人当たりの平均手当額	円 27,590	26,676	円 25,940	円 25,484	26,632

2 配偶者等の借家・借間等に係る住居手当

区分		給料表	高等学校 教 育 職	小学校·中学校 教 育 職	事務職	医療職	計
受	給	者	— 人	人 6	- 人	- 人	人 6
受給者1	人当たりの平	均手当額	円 -	14,000円	円 -	円 -	14,000 円

第18表

単身赴任手当の支給状況

X	分	給料表	高等学校 教 育 職	小学校·中学校 教 育 職	事務職	医療職	計
受	給	者計	_ 人	人 155	- 人	- 人	人 155
職」	員総数に対する	受給者の割合	- %	1.8 %	- %	- %	1.7 %
受給	給者1人当たり	の平均手当額	円 -	35,265	円 -	円 -	円 35,265
	100 km未満	(30,000円)	- 人	61 人	- 人	- 人	61
	100 km以上	150km未満 (38,000円)	-	67	-	_	67
	150 km以上	200km未満 (40,000円)	-	23	_	_	23
	200km以上	250 km未満 (42,000円)	_	3	1		3
 距	250 km以上	300 km未満(44,000円)	_	1			1
产	300 km以上	500 km未満(46,000円)	_	_	_	_	_
	500 km以上	700 km未満 (54,000円)	_	_	_	_	_
別	700 km以上	900 km未満(62,000円)	_	_	_	_	_
内	900 km以上	1,100 km未満(70,000円)	_	_	_	_	_
訳	1,100 km以上	1,300 km未満(76,000円)	_	_	_	_	_
	1,300 km以上	1,500 km未満(82,000円)	_	_	_	_	_
	1,500 km以上	2,000 km未満(88,000円)	_	_	-	_	_
	2,000km以上	2,500 km未満(94,000円)	_	_	_	_	_
	2,500 km以上	100,000円)	_	_	_	_	_

第19表

適用給料表別、級別、号給別人員分布

高等学校教育職給料表(市町村立高等学校等に勤務する教育職員に適用)

	1	2	特 2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3 4 5					
4		1			
5		1			
6 7					
8					
9					
1 0					
1 1		1			
1 2 1 3		1			
1 3					
1 4					
15		+			
1 6 1 7		1			
1 / 1 Q					
1 8 1 9 2 0 2 1 2 2 2 3 2 4					
2.0					
2.1					
2 2					
2 3					
2 4					
2 5					
2 6 2 7					1
2 7		1			
2 8					
2 9 3 0					
3 0					
3 1 3 2 3 3					
3 2					
3 4					
3 5					
3 6					
3 4 3 5 3 6 3 7					
3 8		1			
3 9					
4 0					
4 1					
4 2					
4 3					
4 4 4 5					
4 5					
4 7					
4 8					
4 9					
5 0					
5 1					
5 2					

tm					
粉	1	2	特 2	3	4
5 3					
5 4 5 5					
5 5					
5 0					
5 6 5 7 5 8					
5 8				1	
5 9				1	
6.0					
61					
6 2 6 3					
6.4					
6 4		1			
6.5		1			
6 6 6 7					
67					
6.8					
6 9 7 0					
7.0				1	
7 1				1	
7 2					
7 3					
7 4 7 5 7 6					
7 5					
7 6					
7 7					
7 8					
7 9		1			
8 0					
8 1					
8 2 8 3					
8 3					
8 4					
8 5					
8 6					
8 7					
8 8					
8 9					
9 0					
9 1 9 2					
9 2					
9 3					
9 4					
9 5					
9 6					
9 7					
9 8					
9 9					
100					
101					
102					
103		1			
104		1			
1 0 5					
		I.	I.	I	I.

子輪 秋	4
The content of the	
107 108 109 110 110 1110 1111	
108 2 110 2 111 1 112 1 113 1 114 1 115 1 116 1 117 1 118 1 120 1 121 1 122 1 123 1 124 1 125 1 128 1 129 2 130 1	
109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130	
110 2 111 3 112 3 113 3 114 1 115 3 116 3 117 4 118 4 119 4 120 4 121 4 123 4 125 4 127 4 128 1 129 2 130 3	
111 112 113 114 1 115 1 116 1 117 1 118 1 119 1 120 1 121 1 122 1 123 1 124 1 125 1 126 1 127 1 128 1 129 2 130 1	
112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 130 131	
113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 130 131	
114 1 115 1 116 1 117 1 118 1 120 1 121 1 122 1 123 1 124 1 125 1 127 1 128 1 130 2 131 1	
115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 130 131	
1 1 6 1 1 7 1 1 8 1 1 9 1 2 0 1 2 1 1 2 2 1 2 3 1 2 4 1 2 5 1 2 6 1 2 7 1 2 8 1 2 9 1 3 0	
117 118 119 120 121 121 122 123 124 125 126 1 127 128 130 2 131 1	
118 119 120 121 121 122 123 124 125 126 127 128 129 2 130 131	
1 1 9 1 2 0 1 2 1 1 2 1 1 2 2 1 2 3 1 2 4 1 2 5 1 2 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
1 2 2 1 2 3 1 2 4 1 2 5 1 2 6 1 2 7 1 2 8 1 2 9 1 3 0	
1 2 2 1 2 3 1 2 4 1 2 5 1 2 6 1 2 7 1 2 8 1 2 9 1 3 0	
1 2 2 1 2 3 1 2 4 1 2 5 1 2 6 1 2 7 1 2 8 1 2 9 1 3 0	
1 2 2 1 2 3 1 2 4 1 2 5 1 2 6 1 2 7 1 2 8 1 2 9 1 3 0	
1 2 5 1 2 6 1 1 2 7 1 2 8 1 1 2 9 1 3 0 1 3 1	
1 2 5 1 2 6 1 1 2 7 1 2 8 1 1 2 9 1 3 0 1 3 1	
1 2 5 1 2 6 1 1 2 7 1 2 8 1 1 2 9 1 3 0 1 3 1	
1 2 8 1 2 9 2 1 3 0	
1 2 8 1 2 9 2 1 3 0	
1 2 8 1 2 9 2 1 3 0	
131	
131	
131	
132	
1 2 2	
1 3 3	
134	
1 3 4 1 3 5 1 3 6 1 1 1 3 7	
1 3 6	
137	
138	
1 3 9	
1 4 0	
141 2	
1 4 2	
143	
1 4 4	
145	
146	
147	
148	
149	
150	
151	
152	
153	
計 40 2	
	1
平 均 円 円 円 円 給料月額 393,885 458,150	1
100,100 100,100,	<u>月</u> 472,700

小学校・中学校教育職給料表(市町村立の小学校及び中学校に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1	2	特 2	3	4
1	人	人	人	人	人
9					
2 3					
4					
5					
6					
6 7					
8					
9					
1 0					
11					
1 2 1 3					
1 3					
1 4					
15					
16		101			1
17		181			
18		2			
19		16 143			0
2 0 2 1		143			2 9
2 1		16			22
2 2 2 3		9			41
2.3		145			52
2 4 2 5		143			26
2.6		16			38
2 6 2 7 2 8		7			49
2 8		124			21
2 9		18		1	22 22 22 8
2 9 3 0		16			22
3 1 3 2 3 3		13			8
3 2		131			20
3 3		16			20
3 4		23	1		19
3 5		11			10
3 6 3 7		120	1	2	4
3 7		18			18
3 8 3 9 4 0		29	1	2	24
3 9		19	4	1	6
4 0		106	1	1	11
41		8	0	1	17 15
4 2 4 3		35 17	2	1	15
4 3 4 4			3	3	5
4 4 4 5		117	3	3	10
4 6		27		1	5
4 7		21		1	3
4 8		92	1	4	6
4 9		14	1	2	9
5 0		23		3	5
5 1		24		1	4
5 2		98	1	10	1
5 3		10	_	2	5
5 4		19	1	9	3

級 号給	1	2	特 2	3	4
5 5		24	1	3	4
5 6		80		9	2
5 7		13	1	5	1
5 8		30	2	8	4
5 9		25		6	
6 0		46	2	11	
6 1		18		8	
6 2		32		8	
6 3		17	2	5	
6 4		39	2	10	
6 5		20		6	
6 6		49	3	11	
6 7		22	1	7	
6 8 6 9		40	3	12	
6 9		23	1	11	
7 0		44		7	
7 1		19		13	
7 2 7 3		39	2	13	
7 3		15	2	15	
7 4		34	1	27	
7 5		22	3	20	
7 6		45		15	
7 7		10	1	23	
7 8		28		17	
7 9		14		21	
8 0		26	1	10	
8 1		17		20	
8 2 8 3		24	1	17	
8 3		13	1	10	
8 4 8 5		19	1	14	
8 5		22	4	29	
8 6		25	1	21	
8 7		15		16	
8 8		44		15	
8 9		19		21	
9 0		52		18	
9 1		20	1	8	
9 2		41		17	
9 3		17		19	
9 4		32		7	
9 5		32		7	-
9 6		41	4	11	
9 7		21	1	6	
9 8		27		2	
9 9		24	-	3	
100		43	1	9	
101		22	2	4	
102		52		2	
103		30	1	4	-
104		40	1	4	
105		25		5	
106		49		1	
107		25		2	
108		44	4	1	
109		26	1	2	
1 1 0		40		1	<u> </u>

					T
級 号給	1	2	特 2	3	4
111		9E		9	
111		25 34		2	
1 1 2 1 1 3 1 1 4		33			
113		33			
115		42			
1 1 5 1 1 6		32			
117		20			
118		34			
119		31			
120		42			
1 2 1		33			
1 2 2		33			
1 2 3		21			
1 2 4		33			
1 2 5		35			
1 2 6		39			
1 1 9 1 2 0 1 2 1 1 2 2 1 2 3 1 2 4 1 2 5 1 2 6 1 2 7 1 2 8 1 2 9 1 3 0 1 3 1 1 3 2 1 3 3 1 3 4 1 3 5 1 3 6 1 3 7 1 3 8 1 3 9		31			
1 2 8		35			
1 2 9		30			
1 3 0		30			
1 3 1		34			
1 3 2		42			
1 3 3		30			
134		46			
135		41			
136		48			
137		37			
138		40			
1 3 9		58 60			
1 4 0 1 4 1		36			
141		72			
1 4 2 1 4 3		50			
143					
1 4 5		67			
146		81			
147		64			
148		79			
149		68			
1 4 9 1 5 0		84			
151		76			
1 5 2		123			
153		106			
154		165			
155		175			
156		189			
157		226			
1 5 8		196			
1 5 9		206			
160		187			
161		140			
162		148			
163		76			
164		37			
165		40			
計		7,254	55	643	548
平均	円	円	円	円	円
給料月額		360,444	395,422	431,169	455,263

人 員 計 8	,500 人 平均給料月額	372,133 円
---------	---------------	-----------

事務職給料表(市町村立の小学校及び中学校等に勤務する事務職員に適用)

粉	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2										
3										
4										
5										
6										
6 7										
8										
9	4									
1 0	4	1								
		1	1							
1 1 1 2	2	5	1							
1.2			1							
1 3	3	3								
1 4	1	1								
15		1								
16	9	3								
17	6	2								
1 8	2		3							
1 9										
2 0	9	6								
2 1	2	1								
2 2										
2 3										
2 4	16	4	1							
2 5	3									
2 6	3									
2 7	1									
2 8	13		3							
2 9	2			2						
3 0										
3 1				1						
3 2	12		2							
3 3				2						
3 4				5 2 2 2						
3 4 3 5			1	2						
3 6	16		1							
3 7	1		1	1						
3 8	1		2	1						
3 9			2	1						
4 0	10									
4 1	10			1						
4 1			4	2						
4 3			1	1						
4 4	1		1	1						
4 4 4 5	1									
4 0				1						
4 6				1						
4 7				-						
4 8				2						
4 9				1						
5 0				1						
5 1										
5 2				1						
5 3										
5 4				3						

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
5 5				1						
5 6										
5 7				1						
5 8				6						
5 9				1						
6 0				1						
6 1				1						
6 2				2						
6 3										
6 4				2						
6 5				1						
6 6				4						
6 7				2						
6 8				1						
6 9				1						
7 0				3	1					
7 1				2						
7 2										
7 3				2						
7 4				10						
7 5				5						
7 6				6						
7 7				5						
7 8				12						
7 9				3						
8 0				8	3					
8 1				6						
8 2				14						
8 3				4	23					
8 4				7						
8 5				6	1					
8 6				11	1					
8 7				3	8					
8 8				8						
8 9				4						
9 0				9						
9 1				4						
9 2				6						
9 3				1						
9 4				5						
9 5				1						
9 6				7						
9 7				1						
9 8				3						
9 9				1						
1 0 0				1						
1 0 1				43						
計	116	28	20	254	37					
平 均 給料月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
治科月額	190,059	229,096	284,580	381,604	400,305					

人員計	人 455	平均給料。	月額	320,641
	400			320,041

⁽注) 102号給から125号給については、在職者がいないため掲載を省略した。

医療職給料表 (市町村立の小学校及び中学校等に勤務する学校栄養職員に適用)

	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8		1					
9							
1 0							
1 1							
1 2		1					
1 3		_					
1 4							
1 5							
1 6							
17							
18		2					
1 9							
2 0							
2 1			1				
2 2		2					
2 3	2						
2 4	_						
2 5		1					
2 6	1	1	1				
2 7							
2 8			1				
2 9							
3 0		4	1	2			
3 1				1			
3 1 3 2				1			
3 3							
3 4		1	1	2			
3 5							
3 6				2			
3 7							
3 8			1				
3 9							
4 0				1			
4 1							
4 2							
4 3							
4 4 4 5				1			
4 5				1			
4 6				1			
4 7							
4 8							
4 9							
5 0							
5 1				1			
5 2							
5 3							
5 4				1			
5 5							
5 6				1			
5 7							
5 8							
5 9							
6 0				1			

級	1	2	3	4	5	6	7
号給	_	_	-			-	•
61				1			
6 2				1			
6 3							
6 4							
6.5							
6 5 6 6 6 7							
6.7							
6.8							
6 9							
7 0							
7 1							
7 2				2			
7 3							
7 4 7 5							
7 5							
7 6							
7 7							
7 8							
7 9				1			
8 0				1			
8 1							
8 2							
8 2 8 3					1		
8 4							
8 5							
8 6				1			
8 7					1		
8.8					1		
8 9							
9 0							
9 1							
9 2					1		
9 3				2	1		
9 4				1	1		
9 5					1		
9 6 9 7				1	3		
9 7					1		
9 8				1	1		
9 9				-	1		
100				1			
101				_	1		
102				1			
計	3	13	6	30	14		
平均	円	円	円	円	円	円	円
平 均 給料月額	198,100	232,000	270,283	335,037	399,814	1.1	

人員計	66 人	平	均	給	料	月	額	316,371 円
-----	------	---	---	---	---	---	---	-----------

⁽注) 103号給から113号給については、在職者がいないため掲載を省略した。

第20表

適用給料表別、級別、年齢別人員分布

高等学校教育職給料表

年齢	1	2	特2	3	4	計
10 集十3		人	人	人	人	人
18歳未満	J					
18 歳						
19 歳						
20 歳 21 歳						
21 歳		1				1
23 歳		1				1
2.4 歳		1				1
25 歳		2				$\frac{1}{2}$
26 歳		2				2
27 歳						
28 歳		1				1
29 歳		1				1
30歳						
31 歳						
32 歳						
33 歳		1				1
34 歳		_				
35 歳						
36 歳						
37 歳						
38 歳		1				1
39 歳						
40 歳						
41 歳		1				1
42 歳						
43 歳						
44 歳						
45 歳						
46 歳		3				3
47 歳		2				2
48 歳						
49 歳				1		1
50 歳		1		1		2
51 歳		1				1
52 歳		2				2
53 歳		1				1
54 歳		4				4
55 歳		2				2
56 歳		8				8
57 歳		3				3
58 歳		3				3
59 歳		2			1	3
60歳以上						
=1		40			-	40
計		40		2	1	43
平均年齢	歳	裁 49.6	歳	裁 49.6	歳 59.3	歳 49.8

小学校・中学校教育職給料表

年齢	級	1	2	特2	3	4	計
中图7		人	人	Λ.	Ι.	,	人
18歳	+ 法	人	八	人	人	人	人
18	歳						
1 9	歳						
2 0	歳						
2 1	歳						
2 2	歳		180				180
2 3	歳		179				179
2 4	歳		184				184
2 5	歳		169				169
2 6	歳		171				171
2 7	歳		172				172
2 8	歳		160				160
2 9	歳		163				163
3 0	歳		150				150
3 1	歳		153				153
3 2	歳		145				145
3 3	歳		103				103
3 4	歳		130				130
3 5	歳		122				122
3 6	歳		118	1			119
3 7	歳		102	7			109
3 8	歳		80	1	3		84
3 9	歳		103	2	6		111
4 0	歳		111	4	5		120
4 1	歳		127	1	12		140
4 2	歳		129	9	18		156
4 3	歳		154	4	22		180
4 4	歳		147	2	31	1	181
4 5	歳		139	3	28		170
4 6	歳		131	3	36		170
4 7	歳		160	7	32	3	202
4 8	歳		195	1	55	1	252
4 9	歳		194		59	18	271
5 0	歳		260	1	55	17	333
5 1	歳		256	1	58	30	345
5 2	歳		283	2	46	30	361
5 3	歳		288	1	42	33	364
5 4	歳		315	1	48	33	397
5 5	歳		374	1	22	41	438
5 6	歳		326	1	20	55	401
5 7	歳		382	1	21	87	491
5 8	歳		381	1	9	109	500
59	歳		318	1	15	90	424
60歳	、以上						
計	ŀ		7,254	55	643	548	8,500
		歳	歳	歳	歳	歳	歳
平均4	中齢	/45/24	44.2	44.9	50.1	56.2	45.5

事務職給料表

級年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
18歳未満	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18 歳	4										4
19 歳	5										5
20 歳	14										14
21 歳	12										12
22 歳	19										19
23 歳	18										18
24 歳	15										15
25 歳	15										15
26 歳	13										13
27 歳	1	6									7
28 歳		7									7
29 歳		10									10
30 歳		5									5
31 歳			2								2
32 歳			3								3
33 歳											
34 歳			4								4
35 歳			2								2
36 歳			3								3
37 歳			5	10							5
38 歳			1	12							13
39 歳 40 歳				2							3
40 歳 41 歳				3							3
41 歳 42 歳				5							5
43 歳				8							8
43 歳				6							6
45 歳				7							7
46 歳				5							5
47 歳				6							6
48 歳				25							25
49 歳				32							32
50 歳				31							31
51 歳				31							31
52 歳				20	1						21
53 歳				13	2						15
54 歳				9	2						11
55 歳				12	2						14
56 歳				6	9						15
57 歳				2	4						6
58 歳				4	7						11
59 歳				12	10						22
60歳以上											
計	116	28	20	254	37						455
平均年齢	歳 23.1	歳 29.0	歳 35.2	歳 50.0	歳 57.4	歳	歳	歳	歳	歳	歳 41.8

医療職給料表

級								
年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳未満								
18 歳								
19 歳								
20 歳								
21 歳								
22 歳	2							2
23 歳								
24 歳	1	1						2
25 歳		1						1
26 歳		2						2
27 歳		2						2
28 歳		2						2
29 歳		3						3
30 歳		2						2
31 歳			1					1
32 歳			1					1
33 歳			2					2
34 歳								
35 歳			1	2				3
36 歳			1	4				5
37 歳				2				2
38 歳								
39 歳								
40 歳				5				5
41 歳				1				1
42 歳				3				3
43 歳								
44 歳				1				1
45 歳				1				1
46 歳								
47 歳								
48 歳								
49 歳				5				5
50 歳				4				4
51 歳					1			1
52 歳				1	1			2
53 歳				1	3			4
54 歳					3			3
55 歳					3			3
56 歳								
57 歳								
58 歳					3			3
59 歳								
60歳以上								
計	3	13	6	30	14			66
平均年齢	歳 23.0	歳 28.1	歳 33.8	歳 43.6	歳 55.0	歳	歳	歳 41.1

第21表

暫定再任用職員の適用給料表別、級別人員

常勤職員 (人)

											() 4)
級 給料表	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
全 給 料 表		598	48	35							681
高 等 学 校 教育職給料表		3									3
小学校·中学校 教育職給料表		595		35							630
事務職給料表			46								46
医療職給料表			2								2

短時間勤務職員 (人)

											()()
級 給料表	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
全 給 料 表		143	2								145
高 等 学 校 教育職給料表											
小学校·中学校 教育職給料表		143									143
事務職給料表			2								2
医療職給料表											

2 民間の給与等

職種別民間給与実態調査の結果令和5年4月現在

令和5年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、本県職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査するものである。

2 調査の内容等

- (1) 調査の内容
 - ア 令和4年8月から令和5年7月までの特別給の支給実績
 - イ 民間企業における給与改定の状況等
 - ウ 令和5年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
 - エ 令和5年4月分の初任給の状況
- (2) 調査期間

令和5年4月24日(月)~令和5年6月16日(金)

3 調 査 機 関

福島県人事委員会、人事院及び各都道府県等人事委員会

4 調査の範囲等

(1) 調査対象事業所(母集団事業所)

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 867事業所

(2) 標本事業所の抽出

母集団事業所を、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から174事業所を無作為に 抽出し調査を行った。

調査完結事業所数は、第22表のとおりである。

(3) 調査対象従業員

雇用期間の定めのない従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外 した。

- (4) 集 計
 - ア 調査実人員は、行政職相当職種が4,241人(初任給関係 213人、初任給関係以外 4,028人)であり、 その他の職種が876人(初任給関係 61人、初任給関係以外 815人)である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は35,980人であり、このうち、行政職相当職種は24.934人である。

イ 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第22表

産業別、企業規模別調査事業所数

産	業	È業規模	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	Alle.	ے ا	事業所	事業所	事業所	事業所
産	業	計	153	50	70	34
鉱 業, 建	採石業, 砂利採設	、取業、 業	10	4	1	5
製	造	業	81	21	44	16
	ガス・熱供給・力通信業、運輸業,		19	7	5	7
卸	売 業 , 小 .	売 業	5	1	3	1
	触 業 , 保 険産 業, 物 品 賃		2	1	1	_
教育,	学習支援業、医療,	福祉、業	36	16	16	4

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査 対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が19所あった。
 - 2 調査対象事業所174所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所 を除いた172所に占める調査完了事業所153所の割合(調査完了率)は、89.0%である。
 - 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿 泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他 に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第23表

職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位:円)

	項	職 種			学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満	
						大学卒	207,812	209,812	200,212	195,545
事	新	卒	事	務	員	短大卒	189,082	189,877	183,762	_
務						高校卒	174,598	175,775	174,032	173,864
						大学卒	217,545	222,077	205,069	202,100
技	新	卒	技	術	者	短大卒	188,729	191,489	185,620	_
術						高校卒	175,585	176,145	174,781	170,510
関						大学卒	211,694	214,456	202,549	197,730
係	新卒	本事 務	損・	技術	者計	短大卒	188,918	190,433	185,170	_
						高校卒	175,158	176,052	174,257	172,674

⁽注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

第24表

職種別平均給与額等

その1 給与比較の対象職種 企業規模計

				令和 5 4	年4月分平均	J支給額	
Д	識 種 名	調 査実人数	平均年齢	きまって支 給する給与 (A)		(A) - (B)	職種の定義
		人	歳	円	円	円	
	支 店 長	15	53.9	635,635	17,754	617,881	【構成員50人以上の支店 (社)の長
	大学卒	5	55.3	766,703	31,546	735,157	(取締役兼任者を除く。)
	短大卒	_	_	_	_	_	
	高 校 卒	10	53.1	564,861	10,306	554,555	
事	中学卒	_	_	_	-	_	
務	工場長	11	53.5	871,817	0	871,817	【構成員50人以上の工場 ┃ の長
	大学卒	5	53.1	886,717	0	886,717	(取締役兼任者を除く。)
	短大卒	1	X	X	X	X	
技	高 校 卒	5	48.8	738,640	29,689	708,951	
	中学卒	_	_	_	_	_	
術	事務部長	86	53.7	599,761	6,324	593,437	【 2 課以上又は構成員20 【 人以上の部の長
関	大学卒	50	53.8	604,630	2,406	602,224	職能資格等が上記部の 長と同等と認められる部
	短大卒	14	53.5	539,472	1,259	538,213	の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
係	高 校 卒	22	53.6	624,743	17,747	606,996	
職	中学卒	_	_	_	_	_	
相权	技術部長	90	53.6	602,380	6,804	595,576	同上
種	大学卒	37	53.2	616,251	13,026	603,225	
	短大卒	8	55.7	630,515	0	630,515	
	高 校 卒	45	53.6	585,975	3,051	582,924	
	中学卒	-	_	_	_	_	

⁽注) Xの欄は、調査実人員が1人のため、掲載していない。(以下同じ。)

				令和 5 4	年4月分平均]支給額	
Ħ	強種名	調 査実人数	平均年齢	きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A) – (B)	職種の定義
		人	歳	円	円	円	
	事務部次長	23	53.2	540,614	1,555	539,059	{ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者
	大学卒	15	53.4	586,717	1,431	585,286	職能資格等が上記部の 次長と同等と認められる
	短 大 卒	5	52.0	412,811	2,483	410,328	部の次長及び部次長級 専門職 中間職(部長-課長間)
#	高 校 卒	3	53.9	473,784	742	473,042	(門以和 以間)
事	中学卒	_	_	_	_	_	
務	技術部次長	40	52.0	507,423	5,800	501,623	同上
	大学卒	14	54.2	614,336	5,952	608,384	
•	短大卒	2	54.0	478,182	0	478,182	
技	高 校 卒	24	50.3	436,052	6,130	429,922	
	中学卒	_	_	_	_	_	
術	事務課長	272	50.2	496,703	21,312	475,391	【 2係以上又は構成員10人以上の課の長
関	大学卒	116	50.2	500,920	13,836	487,084	職能資格等が上記課の 長と同等と認められる課
	短大卒	40	50.5	466,486	35,088	431,398	の長及び課長級専門職
係	高 校 卒	115	50.3	503,486	24,302	479,184	
職	中学卒	1	X	X	X	X	
100	技術課長	298	50.1	517,436	5,460	511,976	同上
種	大学卒	126	48.4	532,039	6,710	525,329	
	短 大 卒	23	50.5	539,868	13,931	525,937	
	高 校 卒	147	51.4	500,909	3,078	497,831	
	中学卒	2	55.4	526,140	0	526,140	

⁽注) 「中間職 (部長 – 課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。

職種名	事故等のある 代行者 J部下に係長 と有する者
事務課長代理	代行者 」部下に係長 ・有する者
大学卒 31 49.4 486,525 24,574 461,951 25の職務信 課長に直属し 等の役職者信 課長に直属し 等の役職者信 課長に直属し 上を有する 職能資格等 中学卒	代行者 」部下に係長 ・有する者
大学卒 31 49.4 486,525 24,574 461,951 課長に直属し等の役職者を 35 50.8 456,459 15,568 440,891 計 技術課長代理 124 50.0 532,274 46,488 485,786 日 大学卒 64 49.8 551,533 60,423 491,110 短大卒 5 50.2 519,994 27,214 492,780 課 課長に直属し等の役職者を 3課長に直属したを有する。職能資格等代理と同等と 3課長代理及 3級専門職 中間職 (課: 124 50.0 532,274 46,488 485,786 日 1 5 50.2 519,994 27,214 492,780	♪部下に係長 ☆有する者
題 大 卒 4 52.4 509,891 16,011 493,880 高 校 卒 25 50.8 456,459 15,568 440,891 上を有する。 職能資格等 代理と同等と 課長代理及 級専門職 中間職 (課 予	,
事	皆
中学卒 - - - - - - - - 級專門職中間職(課: 中間職(課: 中間職(課: 中間職)) 務 技術課長代理 124 50.0 532,274 46,488 485,786 同 大学卒 64 49.8 551,533 60,423 491,110 短大卒 5 50.2 519,994 27,214 492,780	:認められる
大学卒 64 49.8 551,533 60,423 491,110 短大卒 5 50.2 519,994 27,214 492,780	
短大卒 5 50.2 519,994 27,214 492,780	上
技 高校卒 55 50.2 504,862 27,741 477,121	
中 学 卒 - - - -	
術 事務係長 282 48.3 410,765 46,158 364,607 {係の長及び何	系長級専門職
大学卒 107 47.6 407,610 37,732 369,878	
短大卒 34 47.9 376,135 43,315 332,820	
係 高校卒 140 49.1 421,806 53,810 367,996	
中 学 卒	
技術係長 243 46.7 437,945 63,058 374,887 同	上
種 大学卒 77 43.1 428,761 61,875 366,886	
短大卒 17 45.8 356,707 40,957 315,750	
高校卒 149 48.5 451,521 66,115 385,406	
中学卒	

⁽注) 「中間職 (課長 - 係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。

				令和 5 4	年4月分平均]支給額	
J	職種名	調 査実人数	平均年齢	きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A) – (B)	職種の定義
		人	歳	円	円	円	
	事務主任	303	45.0	351,656	55,877	295,779	
	大学卒	126	44.0	367,784	69,562	298,222	係長等のいない事業所 における主任のうち、
	短大卒	45	43.2	332,778	40,493	292,285	課長代理以上に直属し、 部下を有する者 係長等のいない事業所
 事	高 校 卒	130	46.7	341,227	46,672	294,555	において、職能資格等 が上記主任と同等と認
尹	中学卒	2	41.9	306,174	30,131	276,043	められる主任 中間職(係長-係員間)
務	技術主任	177	46.0	400,247	59,379	340,868	同上
	大学卒	45	42.5	415,368	68,578	346,790	
	短大卒	16	44.2	339,811	34,762	305,049	
技	高校卒	116	47.3	402,865	59,451	343,414	
	中学卒	_	_	_	_	_	
術	事務係員	1,011	39.4	278,549	25,602	252,947	
関	大学卒	340	34.3	295,987	34,554	261,433	
	短大卒	175	42.6	268,066	23,559	244,507	
係	高 校 卒	491	41.9	269,474	19,646	249,828	
職	中学卒	5	46.2	230,765	2,714	228,051	
叫以	技術係員	993	39.7	333,282	42,811	290,471	
種	大学卒	324	33.7	350,129	55,903	294,226	
	短大卒	87	40.0	318,426	38,371	280,055	
	高 校 卒	577	42.7	326,568	36,580	289,988	
	中学卒	5	50.3	327,601	35,005	292,596	
				1		l .	I

⁽注)「中間職(係長 – 係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

その2 給与比較の対象外職種 企業規模計

				令和 5 4	年4月分平均	支給額	
I	職種名	調 査実人数	平均 年齢	きまって支 給する給与 (A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A) – (B)	職種の定義
		人	歳	円	円	円	
	病 院 長	_	_	_	_	_	{ 部下に医師又は歯科医師 5人以上
	副院長	3	59.5	1,688,827	110,000	1,578,827	{ 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医 科 長	2	58.9	1,232,720	231,919	1,000,801	{ 部下に医師又は歯科医師 1人以上
	医師	13	43.5	1,350,148	182,571	1,167,577	
医	歯科医師	_	_	_	_	_	
	薬 局 長	5	49.8	438,724	17,327	421,397	部下に薬剤師2人以上
療	薬 剤 師	31	37.4	347,313	47,853	299,460	
関	診療放射線技師	33	35.8	317,118	45,221	271,897	
係	臨床検査技師	37	39.5	304,314	29,009	275,305	
	栄 養 士	37	29.5	231,654	12,617	219,037	
職	理学療法士	61	33.3	275,151	8,640	266,511	
種	作業療法士	55	31.8	255,845	8,148	247,697	
	総看護師長	3	61.9	465,640	0	465,640	部下に看護師長5人以上
	看護師長	30	49.0	350,606	16,844	333,762	{ 部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	169	37.6	347,644	66,914	280,730	
	准看護師	52	44.6	309,073	59,901	249,172	
	大 学 学 長・ 副学長・学部長	4	64.5	961,650	0	961,650	
	大学教授	57	57.8	670,281	0	670,281	
教	大学准教授	47	50.2	524,749	0	524,749	
育関	大 学 講 師	39	45.1	432,553	743	431,810	
係職	大学助教	24	34.4	297,262	0	297,262	
種	高等学校校長	1	X	X	X	X	
	高等学校教頭	5	55.9	587,606	3,320	584,286	
	高等学校教諭	71	43.8	459,461	5,040	454,421	

				令和 5	年4月分平均]支給額	
Ą	職種名	調 査 実人数	平均年齢	きまって支 給する給与 (A)		(A) – (B)	職種の定義
		人	歳	円	円	円	
研	研究所長	_	_	_	_	_	{ 構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
究	研究部(課)長	5	50.3	601,573	4,531	597,042	【 2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長
関	研究室(係)長	4	42.8	439,675	0	439,675	【 構成員3人以上の室(係) の長
係職	主任研究員	_	_	_	_	_	{ 下記研究員より上位の 者 (研究所長の職名を
種	研 究 員	14	37.4	313,954	29,431	284,523	有する者、上記研究部 (課)長及び研究室(係)
	研究補助員	_	_	_	_	_	し長を除く。)
技能	電話交換手	_	_	_	_	_	₹ 見習、外国語の電話交換手を除く。
•	自家用乗用 自動車運転手	3	43.8	219,359	18,912	200,447	{業務委託契約等に基づき、他の事業所におい
労務関係職種	守衛	4	59.0	251,557	0	251,557	て業務に従事している 者を除く。
職 種	用 務 員	6	53.7	291,927	71	291,856	

その3 再雇用者 企業規模計

				令和 5 4	年4月分平均]支給額	
Į Į	職種名	調 査実人数	平均年齢	きまって支 給する給与 (A)		(A) – (B)	職種の定義
		人	歳	円	円	円	
	支店長・工場長	1	X	X	X	X	
事	事務·技術部長	16	63.7	507,484	0	507,484	
務	事務·技術部次長	2	61.5	479,416	0	479,416	
技術	事務·技術課長	16	64.2	381,800	3,744	378,056	その1企業規模計の
関	事務·技術課長代理	3	61.2	283,007	0	283,007	・ 職種の定義欄参照
係職	事務・技術係長	10	63.4	290,947	18,966	271,981	
 種 	事務·技術主任	6	65.1	246,399	31,200	215,199	
	事務·技術係員	254	62.9	249,258	11,665	237,593	

第25表

職員給与と民間給与との比較における対応関係

行 政 職 給 料 表	企業規模500人 以上の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所	企業規模50人以上 100人未満の事業所	
10級及び9級	支店長、工場長、部長、 部次長			
8級	課長	支店長、工場長、部長、		
7級		部次長	支店長、工場長、部長、 部次長	
6 級	HE (V) TH	Sm E		
5 級	課長代理	課長	課長	
4 級	係長	課長代理	課長代理	
3 級	旅 菜	係 長	係 長	
2 級	主 任	主 任	主 任	
1 級	係員	係員	係 員	

⁽注) 1 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

² 基幹となる役職段階(部長、課長、係長、係員)が置かれている事業所において、①部長と課長の間に位置付けられる従業員、②課長と係長の間に位置付けられる従業員、③係長と係員の間に位置付けられる従業員については、それぞれ部次長、課長代理、主任に含めている。

第26表

民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
家族手当制度がある	8 1 . 6 %
配偶者に家族手当を支給する	(63.6%)
家族手当制度がない	18.4%
配 偶 者	12,304円
構成別 配偶者と子1人	18,340円
支給月数配偶者と子2人	23,454円

⁽注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

第27表

民間における在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を実施している	在宅勤務手当を	在宅勤務手当を	在宅勤務を
	支給する	支給しない	実施していない
34.1	(24.8)	(75.2)	65.9

⁽注) ()内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
18.7	8 1 . 3

⁽注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

² 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第28表

民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位:%)

		項	目	係員		課長級		部長級 (非役員)	
企	業規模			一定率 (額)分	考課 査定分	一定率 (額)分	考課 査定分	一定率 (額)分	考課 査定分
	規 模	計		54.5	45.5	50.1	49.9	50.1	49.9
	500	人以上		52.0	48.0	48.6	51.4	47.8	52.2
	100人以_	上500人	未満	56.3	43.7	49.7	50.3	52.4	47.6
	50人以上	:100人=	未満	55.3	44.7	53.3	46.7	49.2	50.8

3 生 計 費

第29表

福島市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和5年4月)

費	目	世帯	人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
				円	円	円	円	円
食	À	料	費	33,810	34,100	53,690	73,280	92,870
住	居	関 係	費	60,590	64,450	58,570	52,680	46,800
被	服・	履 物	費	4,820	3,280	5,310	7,330	9,360
雑	j	費	Ι	20,490	21,320	40,810	60,310	79,810
雑	j	費	П	8,260	9,640	13,410	17,180	20,950
	=			197,070	122 700	171 700	210, 790	240, 700
	Ī	計 		127,970	132,790	171,790	210,780	249,790

標準生計費算定方法

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和5年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。なお、家計調査における福島市の勤労者世帯の集計世帯数は、39世帯である。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、 「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費……食料

住 居 関 係 費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……被服及び履物

雑 費 I …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

惟 費 Ⅱ …… その他の消費支出 (諸雑費、こづかい (使途不明)、交際費、仕送り金)

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人~5人世帯については、「家計調査」(福島市・勤労者世帯)における令和5年4月の費目別平 均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費 換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、人事院が算定した全国の費目別標準生計費を本県に置き換える方式で 算定した。 4 労働経済指標の動き

第30表

労 働 経

	項 目			年 月	令和4年 4 月	5 月	6 月	7 月
			IT	金額 (千円)	307.9	301.2	304.0	303.7
	①きまって支給する給与	全	国	前年同月比(%)	2.5	2.2	2.3	2.0
	(調査産業計)	福島	旧	金額 (千円)	275.1	269.3	275.4	273.9
賃		油局	乐	前年同月比(%)	1.8	2.0	3.4	2.7
		全	玉	金額 (千円)	281.9	277.2	280.0	279.1
	②所定内給与	土	凹	前年同月比(%)	2.2	1.9	2.1	1.9
	(調査産業計)	福島	目.	金額 (千円)	249.4	246.5	251.8	250.8
		1個 丙	厼	前年同月比(%)	1.4	2.4	3.4	2.6
金		全	玉	金額 (千円)	26.0	24.0	24.0	24.6
	③所定外給与	土	国	前年同月比(%)	6.7	5.4	5.2	3.8
	(調査産業計)	福島	旧	金額 (千円)	25.7	22.9	23.7	23.2
		伸局	乐	前年同月比(%)	5.1	$\triangle 2.0$	2.8	5.5
**	④総実労働時間数	全	玉	時間数 (時間)	149.0	137.6	149.6	147.0
労働時間	(調査産業計)	福島	県	時間数 (時間)	155.6	142.4	157.9	154.8
時間	⑤所定外労働時間数	全	玉	時間数 (時間)	12.9	11.7	12.1	12.1
1.4	(調査産業計)	福島	県	時間数 (時間)	13.4	12.0	12.9	12.8
		全	玉	金額 (千円)	304.5	287.7	276.9	285.3
消	⑥二人以上の世帯	土	± 🖺	前年同月比(%)	1.2	2.4	6.4	6.6
	⊕_ 八 放工♡區冊	福島	古	金額 (千円)	288.6	259.3	293.8	267.6
費		11 万	111	前年同月比(%)	$\triangle 0.4$	$\triangle 4.3$	13.7	△ 13.3
支		全	玉	金額 (千円)	344.1	315.0	300.5	317.6
	⑦二人以上の世帯のうち	土	凸	前年同月比(%)	1.6	$\triangle 0.9$	6.9	4.9
出	勤労者世帯	福島	古	金額 (千円)	355.0	285.9	327.0	301.8
		1曲 四	111	前年同月比(%)	△1.1	$\triangle 11.2$	7.5	$\triangle 20.5$
物	⑧消費者物価指数	全	玉	前年同月比(%)	2.5	2.5	2.4	2.6
	② 仍其有初屾拍奴	福島	市	前年同月比(%)	2.9	2.8	2.9	2.8
価	⑨国内企業物価指数	全	玉	前年同月比(%)	9.9	9.4	9.6	9.3
	⑩常用雇用指数	全	玉	前年同月比(%)	△1.1	△0.9	$\triangle 0.6$	$\triangle 0.6$
雇	(調査産業計)	福島	県	前年同月比(%)	△ 0.1	0.3	0.4	0.6
	①有効求人倍率	全	玉	倍 率 (倍)	1.24	1.25	1.27	1.28
	(季節調整値)	福島	県	倍 率 (倍)	1.39	1.40	1.40	1.41
用	迎新規求人倍率	全	玉	倍率(倍)	2.20	2.24	2.24	2.32
	(季節調整値)	福島	県	倍 率 (倍)	2.08	2.12	2.14	2.20

(資料出所) ①②③④⑤⑩⑪⑫:厚生労働省 (毎月勤労統計調査等)、⑥⑦⑧:総務省 (家計調査等)、⑨:日本銀行

済 指 標

8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	令和5年 1 月	2 月	3 月	4 月
301.9	304.0	305.3	305.7	305.9	303.9	303.5	306.8	310.9
2.3	2.6	2.3	2.6	2.5	1.7	1.4	1.0	1.0
275.5	276.0	276.5	275.0	273.2	265.1	264.8	266.5	270.2
3.9	3.8	4.2	3.3	2.2	$\triangle 1.1$	$\triangle 2.7$	$\triangle 3.3$	△1.8
277.7	279.7	279.9	280.0	280.1	279.5	279.1	281.6	285.1
2.2	2.2	1.8	2.2	2.3	1.7	1.5	1.0	1.2
251.9	251.7	251.9	250.1	248.6	243.6	243.6	244.8	248.5
4.3	4.0	4.0	3.0	2.2	$\triangle 0.2$	△1.8	△2.6	$\triangle 0.4$
24.2	24.3	25.4	25.7	25.8	24.4	24.5	25.2	25.7
4.5	7.1	8.5	6.2	4.0	0.8	0.4	0.7	△1.1
23.6	24.2	24.6	24.9	24.6	21.5	21.3	21.6	21.8
$\triangle 0.2$	1.8	6.6	5.3	1.4	△10.8	△ 12.0	△ 10.2	△ 15.3
139.1	144.0	144.5	146.0	144.2	135.7	139.7	145.8	148.3
145.6	149.9	149.9	153.0	150.2	137.6	144.4	149.7	154.1
11.3	12.2	12.6	12.6	12.6	11.8	12.0	12.5	12.6
12.2	12.7	13.1	13.1	12.9	11.4	11.6	12.0	12.0
290.0	281.0	298.0	285.9	328.1	301.6	272.2	312.8	303.1
8.8	5.9	5.7	3.2	3.4	4.8	5.6	1.8	$\triangle 0.5$
340.0	282.9	284.9	276.5	360.3	298.9	293.9	267.7	288.4
17.1	△6.4	4.9	$\triangle 5.5$	9.9	△1.7	10.0	△ 15.8	△0.1
322.4	314.0	328.7	308.1	353.8	331.1	298.7	340.0	334.2
9.6	6.2	5.1	1.3	2.8	5.3	4.7	△1.1	△2.9
295.8	343.3	314.3	309.8	373.7	358.5	339.5	305.6	309.5
△ 13.7	$\triangle 5.7$	13.3	13.3	7.5	4.0	14.6	△ 17.9	△ 12.8
3.0	3.0	3.7	3.8	4.0	4.3	3.3	3.2	3.5
3.3	3.2	4.0	3.9	4.2	4.3	3.1	3.0	2.8
9.6	10.3	9.7	9.9	10.6	9.6	8.3	7.4	5.9
$\triangle 0.5$	$\triangle 0.4$	$\triangle 0.5$	△0.3	△0.3	0.6	0.6	0.6	0.7
1.0	0.8	1.1	0.5	0.5	0.5	0.9	0.8	△0.2
1.31	1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32
1.47	1.47	1.46	1.44	1.46	1.49	1.43	1.37	1.39
2.30	2.30	2.33	2.38	2.38	2.38	2.32	2.29	2.23
2.30	2.23	2.18	2.21	2.36	2.19	1.88	2.07	2.05

5 人事院の報告及び勧告

基本的な考え方

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、

国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く

➡ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要



公務組織を支える 多様で有為な人材の確保の ための一体的な取組



職員個々の成長を通じた 組織パフォーマンスの 向上施策



多様なワークスタイル・ライフ スタイル実現とWell-being の土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し 聖域なく課題横断的に議論(令和6年秋を目途に最終提言)

1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

↑人事院

課題認識

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

課題への対応

民間と公務の知の融合の推進

実務の中核を担う人材の積極的誘致

幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長 級の職員として採用する試験を創設

官民人事交流の促進のための発信強化

交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

公務組織への円滑な適応支援(オンボーディング)の充実 民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、 オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法 を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に 向けた課題等を整理・検討

今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

優秀な人材確保に資する採用戦略の検討

優秀な新規学卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用 戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交え た意見交換スキームを創設

人材確保を支える処遇の実現

令和6年 給与アップデート

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ✔ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級~本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ)
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓ 取凌み有がが ノベンエーペカコエバ ✓ 行足は新い組動✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

非常勤職員制度の運用の在り方の検討

非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各 府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等につい て検討

2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

↑人事院

課題認識

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメントカ向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

課題への対応

職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20~30歳台の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

個々の力を組織の力へつなげる取組

組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進 人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必 要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用につい て内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現 給与アップデート 役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✔ 係長級~本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ✓ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ✔ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ✔ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化

✓ 地域手当の大くくり化✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備 ↑人事院

課題認識

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

課題への対応

多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し(※)、勤務間のインター、ジル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレフークガイドラインの第定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で 週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)ための勤務時間法の改正を勧告

仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立 支援制度の整備・周知等に取組

職員の選択を後押しする給与制度上の措置 給与アップデート 働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を 給与制度上も後押し

- ✓ 扶養手当の見直し ✓ テレワーク関連手当の新設(本年勧告)
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る 手当額見直し

職員のWell-beingの土台づくりに資する取組

超過勤務の縮減 — 負のイメージの払拭に向けて 動務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調 査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化 を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求 め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定 員・人員確保の必要性を指摘、人事・給与関係業務の改善を実施

職員の健康増進 — 公務版の「健康経営」の推進等 官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策 の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止 対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。 相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体 制整備の具体化等に取組

令和5年 給与勧告の骨子



本年の給与勧告のポイント ~過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ~

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、 俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]
- ※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり 官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ・国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与 水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

Ⅱ 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

○ 民間給与との較差 3,869円(0.96%)[行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

月例給

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]

2 給与改定の内容と考え方 [実施時期:令和5年4月1日(ボーナスは、法律の公布日)]



※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定[内訳:俸給3,431円 はね返り分(※)438円]

〇 俸給表

- ① 行政職俸給表(一)
- ・民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ ◇一般職試験(高卒者)7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度)5.9%[11,000円] ◇総合職試験(大卒程度)5.8%[11,000円]
- ・初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逓減させる形で引上げ改定 (平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])
- ・定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定
- ② その他の俸給表
- ・行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

ボーナス

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

・民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20 月(支給済み)	1.25 月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00 月(支給済み)	Ⅰ.05 月(現行Ⅰ.00月)
6年度 期末手当	1.225月	1.225月
以降 勤勉手当	1.025月	1.025月

その他

- -----・初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

3 在宅勤務等手当の新設



在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を 軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

手当の概要

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。 指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

【参考】

- ◇ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一)) 月額 407,884円(+3,869円、+0.96%)、年間給与 6,731,000円(+105,000円、+1.6%)
- ◇ 勧告後の初任給(行政職俸給表(一))総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円 本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地 地域手当非支給地
- ※ このほか、昨年の勧告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表(別添参照)

【別添】給与制度のアップデート 概要

公務員人事管理に関する報告の中で記述

方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍 チーム・組織での円滑な機能 国民の理解や信頼

の調和



様々な立場から納得感のある、

分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系

行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、 より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

人材の確保への対応

潜在的志望者層の公務員給与の従来 イメージを変えるため、採用時給与水準 の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇 の拡大

- ① 新規学卒者、若手・中堅職員の処遇
 - 新卒初任給の引上げ
 - 係長級~本府省課長補佐級の俸給 の最低水準を引上げ
 - 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ② 民間人材等の処遇
 - 係長級~本府省課長補佐級の俸給 の最低水準を引上げ(再掲)
 - 特定任期付職員のボーナス拡充
 - 採用時からの新幹線通勤・単身赴任 に対する手当支給

組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映し貢献に ふさわしい処遇とする一方、全国各地で の行政サービス維持のため人事配置を 円滑化

① 役割や活躍に応じた処遇

- 係長級~本府省課長補佐級の俸給 の最低水準を引上げ(再掲)
- 本府省課室長級の俸給体系をより 職責重視に見直し
- 管理職員の超過勤務に対する手当 支給拡大
- 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ② 円滑な配置等への対応
 - 地域手当の大くくり化
 - 新幹線通勤に係る手当額見直し
 - 定年前再任用短時間勤務職員等 に支給する手当の拡大

働き方やライフスタイルの多様化への対応

働き方のニーズやライフスタイルが 多様化する中で、職員の選択を後押し

- 扶養手当の見直し
- ・ テレワーク関連手当の新設【本年勧告】
- 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に 対する手当支給(再掲)
- 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)

※ 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討

令和5年 勤務時間に関する勧告の骨子



I 現状

- 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週 | 日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

Ⅱ 必要性

- 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保 を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日を設けるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

Ⅲ 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週 | 日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)

IV 施行日

令和7年4月1日